

会

議

午前10時 0分開会

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成25年6月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎会期の決定

○議長（土屋 忍君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より6月25日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は7日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご承知願います。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、1番 竹内清二君と2番 小泉孝敬君の両名を指名いたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により諸般の報告を申し上げます。

最初に、議会内会派の異動について申し上げます。

5月16日に、民友会の代表者から、友愛に所属しておりました大黒孝行議員が、民友会に加入するとともに、同会の代表者とする旨の変更届けが提出されました。

同日、自公クラブの代表者から、会派の代表者を高橋富代議員（旧姓田坂）に変更する旨

の変更届けが提出されました。

同日、清正会の代表者から、会派の代表者を森 温繁議員に変更する旨の変更届けが提出されました。

同日、志盛会の代表者から、会派の代表者を竹内清二議員に変更する旨の変更届けが提出されました。

同日、政新会の代表者から、土屋雄二議員が、政新会を脱会する旨の届け出が提出され、土屋雄二議員からは、新和会を結成する旨の会派結成届けが提出されましたので、ご報告いたします。

次に、議長会関係について申し上げます。

5月21日、第82回全国温泉所在都市議会議長協議会役員会及び第42回本協議会定期総会が東京の全国都市会館で開会され、私が出席いたしました。

この役員会及び定期総会では、平成24年度の会務報告及び決算についての承認、次に、平成25年度の運動方針及び予算について審議され、原案のとおり可決されました。

また、役員改選で私が実行委員に留任することになりました。

5月22日には、第89回全国市議会議長会定期総会が東京の日比谷公会堂で開会され、私が出席いたしました。

この総会では、平成24年度の会務報告を初め、会長提出議案3件のほか、各支部提出の27件の議案を審議の上、議決し、政府関係機関に働きかけていくことに決定するとともに、役員改選では、私が評議員に選任されました。

また、この総会で当議長会表彰規程に基づく表彰が行われ、7名の議員の方に勤続10年以上の一般表彰があり、私が表彰を受けました。

表彰のありました藤井六一議員、沢登英信議員、鈴木 敬議員、土屋雄二議員、伊藤英雄議員及び高橋富代議員には、後ほど表彰の伝達をいたします。

次に、6月5日、静岡県地方議会議長連絡協議会の平成25年度定期総会及び政策研修会が静岡市で開催され、私と副議長が出席をいたしました。

この総会では、平成24年度の事業実績及び決算並びに平成25年度事業計画及び予算について審議され、承認をされました。

続いて開催された政策研修会では、株式会社榭一市村酒造代表取締役、セーラ・マリ・カミング氏による「元気な町～地域活性化と人材育成」と題する講演がありました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

5月28日、徳島県阿南市の議員14名が「危機管理体制と東海地震・津波への対応について」を視察されました。

次に、市長より「平成23年度下田市財務諸表及び下田市財務諸表分析」、教育長より「下田市子ども読書活動推進計画 第二次計画」の送付があり、議席配付してありますので、ご覧ください。

次に、昨日までに受理いたしました陳情書2件、要望書1件及び依頼1件でございます。

5月16日受け付けのNPO法人日本法輪大法学会中部地方担当、西村麗子氏より提出のありました「違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書」及び岐阜県関市の西村麗子氏より提出のありました「母（朱春菊）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望書」、6月10日受け付けのNGO滋賀実り会本部全国実り会代表、森 壽和氏より提出のありました「少子化ストップは国・自治体・公的機関を始め各界各位の『御公約』が地域を救うことに」の陳情書、6月11日受け付けの全国温泉所在都市議会議長連絡協議会会長、熱海市議会議長、梅原一美氏より提出のありました「ホテル・旅館等建築物の耐震化の促進に関する意見書の提出について」の依頼でございます。写しを配付してありますので、ご覧ください。

それでは、ここで第89回全国市議会議長会定期総会で表彰を受けられました藤井六一議員、沢登英信議員、鈴木 敬議員、土屋雄二議員、伊藤英雄議員及び高橋富代議員に表彰状の伝達をいたします。

なお、下田市議会慶弔見舞い等に関する内規により、お祝い金を贈呈いたしますので、ご了承ください。

表彰を受けられました議員の方は中央にお進みください。

〔表彰状伝達 拍手〕

○議長（土屋 忍君） ここで、表彰状を受けられました土屋雄二議員よりご挨拶がございます。お願いします。

○4番（土屋雄二君） おはようございます。

明けない夜はない。夜明けまでが一番暗いと言われて随分久しいわけですが、あの夜は明けたのでしょうか。私たちが議員になった10年前は合併が一番のテーマでした。1市5町1村の合併協議会で始まり、合併協議会の形を変え、数回行われましたが、1町1村の合併しできませんでした。そんなとき、陰で下田の借金をなぜ私たちが払わなければいかんのか、寂しい思いがいたしました。そんなとき、北海道の夕張市が財政破綻し、下田市も第2の夕張になるなということで、平成18年より集中改革プランということで、5年間で58億円の市

債を返済いたしました。集中改革プランが終わった平成23年の3年度から10年間第4次の総合計画が始まる予定のやさきに、3月11日に東日本の大震災ということで現在に至っているわけでございます。

私たち下田市に今大きな問題が立ちはだかっております。当然南海トラフの減災・防災という大きな問題もあります。また、市庁舎を初め、認定こども園や給食センターの建設、また伊豆縦貫道という大きな問題があり、私たちはこうして10年過ごしてまいりましたが、子供たちや孫たちのためにいい時代になるように頑張っている所存でございます。今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（土屋 忍君） どうもありがとうございました。皆さん、議席にお戻りください。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（遠藤逸郎君） 朗読します。

下総庶第98号。平成25年6月19日。

下田市議会議長、土屋 忍様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成25年6月下田市議会定例会議案の送付について。

平成25年6月19日招集の平成25年6月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

諮第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、諮第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、諮第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、議第37号 監査委員の選任について、議第38号 認定こども園建設工事（建築）請負契約の締結について、議第39号 下田市子ども・子育て会議条例の制定について、議第40号 下田市防犯まちづくり条例の制定について、議第41号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第42号 平成24年度下田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議第43号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第44号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

下総庶第99号。平成25年6月19日。

下田市議会議長、土屋 忍様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成25年6月下田市議会定例会説明員について。

平成25年6月19日招集の平成25年6月下田市議会定例会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

市長 楠山俊介、副市長 糸賀秀穂、教育長 野田光男、企画財政課長 鈴木俊一、総務課長 名高義彦、市民課長 土屋範夫、税務課長 楠山賢佐、会計管理者兼出納室長 鈴木孝子、監査委員事務局長 峯岸 勉、建設課長 長友勝範、上下水道課長 平山雅仁、観光交流課長 稲葉一三雄、産業振興課長 山田吉利、健康増進課長 平山廣次、福祉事務所長 原 鋪夫、施設整備室長 土屋和寛、環境対策課長 大川富久、教育委員会学校教育課長 土屋 仁、教育委員会生涯学習課長 佐藤晴美。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎一般質問

○議長（土屋 忍君） これより、日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は4名であり、質問件数は12件であります。通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番。1、津波からライフジャケットとヘルメットで人命を守る方法について。

2、津波から街を守る方法について。3、災害復興データ等について。

以上3件について、4番 土屋雄二君。

4番。

#### 〔4番 土屋雄二君登壇〕

○4番（土屋雄二君） 改めましておはようございます。新和会の土屋雄二です。議長の通告どおり一般質問を行います。

南海トラフ地震対策最終報告が内閣府より5月28日に発表されました。危機管理上最大クラスのものを設定しているが、冷静に正しく恐れてもらいたい。国民にありのままを知ってもらう必要があるとし、インフラ、建物など直接被害169兆円、生産やサービス低下による被害44兆円、交通網寸断による被害6兆円、被害総額220兆は国家予算の2年分超で、東日本大震災の約13倍、阪神大震災の約23倍に相当します。死者数最大約32万人、発生1週間後の避難者数最大950万人、被災地は北海道、東北等6県を除く40都府県に及ぶ。インフラは高速道路や新幹線の全面復旧に少なくとも1カ月はかかる。ライフラインは3,000人以上に断水の影響、電気、ガス、電話が不通になる。建物の耐震化で被害を軽減すると分析して、

2013年度中に新たな防災対策を策定する方針。行政支援が届くまで地域で自活する必要があり、ふだんから家庭で食料など1週間分備蓄すべきとのことでした。

下田市でも、4月から下田市自主防災会連絡協議会が設立され、市民が一体となり、防災・減災のスタートが始まります。非常に喜ばしいことと思います。

今回の一般質問は、私なりの質問、提案を項目別にさせていただきます。

津波からライフジャケットとヘルメットで人命を守る方法について。

津波から人命を守る方法は、以前から言われてきたとおり、防災訓練や避難路、避難所の整備、避難棟の整備など当然のことですが、先日親戚の法事で宮城県の被災地から来た人に会い、少し話すことができました。

おばさんの家は橋に流失物が詰まり、川の流れが変わったため助かったが、近所の家はほとんど流され、多くの人命も奪われたとのことでした。助からなかった人たちは荷物を持って避難した人が多かったようです。助かった人の多くがライフジャケットを使った人たちだった。この地域は海の近くで仕事や趣味で船に乗る人が多かったので、ライフジャケットが普通に家にあったからとのことでした。顔が外に出ていれば息ができるから助かる可能性も大きくなる。

そこで、私の考えは、顔を出していても流されると何に当たるかわからないので、頭を守るためにヘルメットをつけたら、多くの人たちや子供や高齢者、災害弱者と言われる人たちの人命を守ることになると思われます。津波は夜中の大雨のときや地震で揺れているときに来る可能性も大いに考えられます。

東日本大震災のとき、一次津波の後に消防隊員が避難遅れの人を助けに行って二次津波の犠牲になった隊員が多かったとニュースで聞きました。また、災害弱者の避難支援計画について、東日本大震災時に策定していた岩手県、宮城県、福島県の3県、沿岸部の24自治体のうち、4割に当たる10自治体が「実際には役に立たなかった」と考えていることが各自治体への取材でわかったとのニュースが新聞に掲載されておりました。

ライフジャケットを持っている人は、旧町内、東西本郷を初め、多くの地域で少ないと思われます。ライフジャケットの価格を漁協に聞きましたら、3,000円ぐらいで数がまとまれば多少安くなるとのことでした。

災害時の避難は「てんでっこ」の原理で、経費も安く済み、ライフジャケットとヘルメットを防災ラジオのときのように補助が得られれば、その方法で注文を取り、危険地域に販売したらと思います。昨年漁協では、松崎町と西伊豆町の仁科地区で注文を取り、松崎町では

40個、仁科地区では60個、個人や民宿などに売れたとのこと。

公共の施設には常設する必要があります。保育園、幼稚園、小学校、市役所、また消防団員等には無料で配布すべきと思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

次に、津波から街を守る方法について。

非常時の稲生沢川河口の船の管理の方法について、地震は初期微動から主要動に移るよう  
に、大きな地震が来る前には数カ月前とか数週間前から初期微動が始まり、それから主要動  
に移っていくものと考えられます。

稲生沢川河口にはふだん300から400隻の漁船やヨットが係留されており、台風のときには  
島からの避難の船が多く、入り切れなくなることもあり、地元の船でも西伊豆や清水港まで  
避難したこともあったとのこと。以前、アジサイ祭りの連絡船運航時の武ガ浜側に金目  
船が4隻見に行くたびに係留してあり、先日、通りすがりのおじさんに聞くと、一番古いの  
は5年ぐらい前からあり、4隻目は最近だったとのこと。廃船にするらしいが、相当の金  
がかかるので係留しているとのことでした。ふだんは一般の船はロープのみでつないでい  
るが、非常時に船が町内に進入にしない方法を考えなければなりません。

1854年、安政の大地震のとき、本郷田んぼの中まで船が流入した記録もあり、船の流入は  
町内の施設や建物を壊し、避難する人々に非常な脅威になると想定できます。河川の管理は  
県ですが、その船が町内に進入する可能性がある場合には、市として市民の生命財産を守ら  
なければなりません。今、考え準備する時期だと思いますが、県とはどのような打ち合わせ  
ができているのか、また当局の考えと、その方法についてお伺いいたします。

次に、災害復興データ等について。

新聞報道によりますと、土地のデータがないため、地域では復興が遅れているとのこと  
ですが、下田市の場合、東西本郷、東西中地域は区画整理をしたのでデータはありますが、図  
面と座標の管理はどのようになっているのかお伺いいたします。

旧町内はマイマイ通りと県道下田港線は工事をしたのが最近なので、当然管理している  
と思いますが、管理の方法についてお伺いいたします。

境界確定申請で確定している書類と、法務局から税務課に来る地積測量図などどのように  
管理しているのかお伺いいたします。ほ場整備のデータの管理についてもお伺いいたします。

その他にデータのあるところがあるのか、データがないところは今後どのようにする予定  
なのかをお伺いいたします。

市役所で浸水深5.5メートルクラスの津波が来た場合に、上下水道で使用できなくなる範

囲についてお伺いいたします。

マグニチュード9クラスの地震が来たとき、クラックの入っている貯水タンク吉佐美苑と6丁目分譲地上、ほかにクラックの入っている貯水タンクや危険なところはないのか、地震に耐えられるのかお伺いいたします。

以上で私の趣旨質問を終わります。

○議長（土屋 忍君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） 土屋雄二議員のご質問にお答えをさせていただきます。

津波からライフジャケットとヘルメットで人命を守る方法についてのご提案についてお答えをさせていただきます。

津波から人命を守るために、議員ご指摘の避難する、ともかく逃げるのが一番重要であると考えます。そのためには、避難路、避難所の整備、避難ビル、避難タワーの整備、避難誘導の明示、避難訓練、防災教育の充実等が重要であると考えます。その中で、避難弱者、避難要援護者への対応は多重的、多様の対応が必要であります。その1つとして、逃げ遅れることを想定したときのライフジャケットの装着は効果のあるものと考えます。装着によって避難が遅れたり、歩行が困難になることも予想されますが、訓練によるなれや臨機応変な判断によって対応できるものと考えております。

また、ヘルメットの着用はすべての避難者に対しまして必要と考えます。住宅の倒壊や物の落下から身を守ることが必要であります。防災頭巾という方法も含めまして、装備、着用する環境ができれば望ましいと考えております。普及の方法、補助金の有無等につきましては、今後検討させていただきたいと思っております。

公共施設での常設化、保育所、幼稚園、学校、市役所、消防団等への無料配布についてお答えをいたします。

ライフジャケットにつきましては、昨年6月ヴィンテージカーズ代表の松田様より、下田市の子供用にと防災用のライフベスト500着を寄贈いただいて、下田小学校、朝日小学校、下田保育所に配布いたしました。

また、昨年9月定例議会におきまして、ライフベストの購入費を補正いただきまして、下田保育所に追加配布、柿崎保育所、吉佐美幼稚園に新規配布いたしました。詳細につきましては、後ほど担当課より説明をいたします。

消防団の防災用ライフジャケットにつきましては、下田市においては未装備でありました

が、今年度沿岸捜索等の用途に25着のライフジャケットを予算化し、海水浴のシーズン前に購入することにいたしました。東日本大震災におきまして、議員ご指摘のように、消防団の皆様への避難誘導により大変多くの皆様の命を救うことができました。しかし、危険の最前線での活動でしたので、残念ながら殉職された消防団の方々もいらっしゃいました。このときライフジャケットを着用していたなら助かったのではと想像ができます。これを受けまして、各地で消防団にライフジャケットの配布が進められております。

被災地であります釜石市では、胸の部分が厚く、頭部を覆うタイプで、漂流物から身を守ることができるというものを用意しているようであります。釜石市の消防団の本部長は、津波のみならず、台風で洪水になったときも警戒に当たることになるので、ライフジャケットは欠かせない。団員を送り出す家族の安心感にもつながるとのコメントを出しております。

下田市におきましても、消防団の皆様は地震、津波のみならず、台風や大雨のとき沿岸の警戒へ出動いたします。海難事故での沿岸の捜索活動も行います。水とのかかわり合いが多く、その危険を軽減することが必要であります。その観点から、ライフジャケットの装備は必要であると考えます。今後とも津波の浸水域を所管する分団を先行して配布できるよう整備に努める予定であります。

また、市役所を含めました公共施設への装備につきましても、順次検討していきたいと考えております。

ヘルメットにつきましては、消防団は常備しております。小学校は通学の際着用を義務づけておりますが、幼稚園、保育所には配備されておられません。災害弱者や子供たち、市民の皆様において防災頭巾の普及も含めまして、その啓発や補助につきましても検討させていただきたいと思っております。

津波から街を守る方法についてお答えをいたします。

稲生沢川河口での不法係留、廃船放置につきましては、以前にも他の議員さんからご質問があり、お答えをさせていただきました。港の景観をまちの魅力として発信している観光地としましては、不法係留や廃船放置は景観として大きなマイナスであります。それ以上に津波や台風の襲来時、それらを巻き込むことにより、大きな破壊力を持つと想像されます。

そのような観点からなるべく早く排除し、そのようなことが起きないように予防処置も考えなくてはなりません。管理者であります県の担当にはしっかりと要望しておりますが、なかなか効果的な対応が見えてこない状況もあります。下田土木事務所へは折あるごとに要望をしておりますし、先日、県との防災の打ち合わせにおきましては、県の第4次地震被害想定

担当の危機管理部理事、また県交通基盤部港湾整備課長に防災上大変危険であること、港湾の利用上大変危険であることの実情と対策の要望を直接担当課とともに訴えたところであり、今後も今まで以上に県担当と密接に連携をしまして対応を要望していきたいと考えております。詳細につきましては、担当より説明をさせていただきます。

災害復興データ等についてお答えをいたします。

被災後の復旧・復興におきまして、各種データの有無が大きな影響を持つことは議員ご指摘のとおりと認識しております。正しいデータの収集、整理、管理保存等は通常業務におきまして重要な業務であり、各課それぞれしっかりと行われるよう決められております。議員ご指摘のそれぞれのデータの管理等の詳細につきましては、担当課より説明をさせていただきます。

また、上下水道、貯水タンク等の管理状況につきましても、担当課より説明をさせていただきます。

私からは以上であります。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、ライフジャケットとヘルメットの関係で市長のほうからご説明がありました。私のほうからは、小学校、保育所、幼稚園の関係でちょっとご説明をさせていただきますが、先ほどご説明させていただいたように、500着のライフジャケットを昨年の6月に寄贈いただきました。こちらで寄贈いただいたものは学校教室の椅子の背もたれのほうに取りつけられるというようなことでございまして、保管場所もとらないということで、緊急時にはすぐ使用できるというようなものでございます。

それから、昨年の9月定例議会で補正予算をお願いいたしまして、下田保育所、柿崎保育所、吉佐美幼稚園分の3歳児以上用というようなことで、90着ほど購入をさせていただいたものでございます。

それから、先ほど市長からもありましたとおり、ヘルメットの関係でございしますが、幼稚園、保育所については配備されてございませんので、今現在訓練におきましても、防災頭巾を着用して訓練を行っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋 範夫君） 消防団のライフジャケットの件でございます。市長が答弁をいたしましたとおり、25着のライフジャケットを予算化してございます。海水浴のシーズン前に

購入ということで、予定といたしましては7月の上旬に購入予定でございます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 津波から街を守る方法について、それと災害復興データ等についてご説明させていただきます。

廃船の処理については、近年社会問題となっております、下田港稲生沢川河口では、両岸において廃船となっている船が目立ち、旧下田側の水域部だけではなく、武ガ浜側の防潮堤、陸域部におきましても廃船が多くありまして、管理者である下田土木事務所は個々の廃船に警告書としての張り紙を行いまして、また、周辺には関係者への周知の看板を設置することによりまして啓発活動を行っております。県では平成21年11月に賀茂地域水域利用調整会議を設置いたしまして、具体的な対策を検討する場として、平成22年6月に下田、南伊豆、松崎、西伊豆の4部会を設置いたしまして、平成22年8月、平成22年9月には下田部会を開催しております。

廃船の撤去は持ち主が行うことが原則であります、所有者不明の支障船については県が代理で撤去を行うこととなっております。廃船の所有者には自主撤去を促しているところです。漁船につきましては、伊豆漁協より所有者に強く廃船処理を行うよう伝えております。

津波時の船の流入についてであります、津波時には町内への船舶の進入が予想されます。進入を防ぐ方法としましては、高さのある工作物を設置する等考えられますが、港湾施設の機能上の問題、景観上の観点から、設置は困難であると考えられます。平成9年当時、津波対策としまして防潮堤や水門の建設について県の説明会があったようですが、記録が残っておりませんので、説明会の内容については現在わかりません。

県では地元要望があれば、第4次の津波被害等に対応しまして、防波堤の建設、水門等の建設につきまして対応できるとのことですが、防潮堤の建設となりますと、かなりの規模になることが考えられます。そこで、景観の問題、それから設置場所によるその他施設への影響等が考えられますので、また地域の皆様との合意形成等における問題等が想定されます。それらをクリアしなければ設置はできないので、すぐに対応としては難しいものと思います。県との打ち合わせにつきましては、賀茂地域水域利用推進調整会議の下田部会の中で不法係留、廃船処理とともに協議をさせていただいておりますが、現状としましてはよい方法がないのが状況であります。今後水域利用調整会議等の充実を図り、防災面も踏まえ、よりよい対策構築に向けて、管理者である県や関係団体との協議を進めてまいりたいと考えておりま

す。

以上です。

災害復興データにつきまして、引き続きまして説明させていただきます。

現状におきます測量等のデータであります。中、東西本郷の区画整理につきましては、いずれも紙記録によるデータを庁舎内に保管しております。これは区画整理、換地に関する市民間い合わせに迅速に対応しようという考えで身近に置いておりますが、津波による流失や火災等による焼失等からのデータ保護については対策が不十分と考えております。今後はそのような災害に対し、データ保護のため、現データの磁気記録によるバックアップ等の管理方法を考えていきたいと思っております。

マイマイ通りにつきましては、昭和32年の都決をもちまして街路事業が始まったわけなんです。実際昭和50年代から道路事業が始まりまして、20年にわたる事業となっております。事業区間も長いため、数度の区間に分けて事業実施してきておりますので、その都度の測量データとなって分散しておる状態にあります。今後はデータの集積と、それから、先ほどのように、磁気記録によるバックアップ等を検討していきたいと考えております。

それから、県道下田港線につきましては、これは県の事業となりますので、県のほうでデータのほうは保存しておるものと考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 税務課長。

○税務課長（楠山賢佐君） 議員質問の法務局から税務課に来る地積測量図などの管理についてのご質問でございますけれども、ご質問の地積測量図につきましては、平成17年3月7日から新不動産登記法及びその関連法令等が施行されことによりまして、分筆の登記申請をする場合、すべての筆界点、境界点の座標値及び筆界点間の距離を地積測量図に記録することが規定されております。分筆登記申請における地積測量図は静岡地方法務局下田支局にすべて保管され、閲覧できるものでございますけれども、固定資産税上の課税資料といたしまして、市町の税務課に送付されます副本の地積測量図においても任意座標値と世界座標値に基づく登記の基準点からの距離等が記録されております。このため、下田市の文書管理規程に基づき送付されております地積測量図につきましては、課税資料としまして落合浄水場3階の書庫に保管しております。落合浄水場の建物は耐震セキュリティの確保ができ、津波被害等が及ばない場所でありますので、保管に問題はないと判断しております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 上下水道課長。

○上下水道課長（平山雅仁君） 議員ご質問の災害復興データ等についての、津波が来た場合、上下水道が使用できなくなる範囲、また、地震が起きたとき、クラックの入っている貯水タンクは大丈夫か。そして危険なところがほかにはないか、地震に耐えられるか、それぞれ関連している項目ですので、まとめてお答えさせていただきます。

まずは下水道についてですが、下水道汚水は一部の自然流下地区を除き、武ガ浜ポンプ場、柿崎ポンプ場及び須崎ポンプ場の3カ所の中継ポンプ場を経由し、終末処理場である下田浄化センターで処理し、下田港へ放流しております。災害により武ガ浜ポンプ場が機能停止した場合、下田、本郷、中、武ガ浜地区で約6,700人、柿崎ポンプ場が機能停止した場合、柿崎と外浦地区で約1,900人、須崎ポンプ場が機能停止した場合、須崎地区で約1,300人がそれぞれ下水道が使用できなくなる。観光人口を含んだ影響と想定しております。浄化センターが機能停止した場合は、これらを合計し、約9,900人が影響を受けると想定しております。

減災対策としまして、平成23年度から平成27年度までの5カ年計画で下水道総合地震対策計画に基づき、終末処理場及びポンプ場の耐震化を進めており、平成24年度末現在、武ガ浜ポンプ場と浄化センターの汚泥処理棟の耐震化が図られております。施設の耐震化は浄化センターの水処理棟は25年度に実施設計、26年度に耐震補強工事を、また柿崎ポンプ場、須崎ポンプ場は25年度耐震診断、26年度実施設計、27年度に耐震補強工事を計画しております。26年度、27年度に予定している事業費は約1億2,800万円を予定しております。施設の耐震化終了後は、中長期計画として圧送管を含めた管路施設の耐震化を進めてまいる考えであります。また、災害時の停電には各施設に設置されている自家発電機で対応しますが、管渠や処理施設が被災し、長時間機能停止となった場合は、回復までの緊急処置として汚水排除のためのバキューム車、仮設ポンプ、仮設配管、仮設沈殿池などによる対応を考えております。

しかしながら、災害時において必要となる人員、資機材、消毒薬品などの確保が困難な状況となることが想定されるため、早期に被害状況を把握し、機能維持回復を図ることができるよう、平成28年度までに下水道BCP、これは業務継続計画というものでございますが、策定する予定であります。

上水道につきましては、上水路の落合浄水場で浄化された水は大きく分けて3方向へ送水しております。稲梓配水池を経由して稲梓方面へ、稲生沢配水池を経由して蓮台寺、立野、河内方面へ、そして中、本郷、旧町内、白浜、浜崎、朝日方面は下田配水池と武山配水池を経由して配水しております。

津波による影響範囲ですが、各家庭の配水は自然流下を基本としているので、配水池は比較的高い標高40メートル以上のところにあります。また、ポンプ場は落合浄水場内、武山、敷根、鍋田ポンプ場があります。一番低い敷根ポンプ場でも標高10メートルであり、平成24年8月に国が公表した南海トラフ巨大地震による浸水区域外となっているので、津波に対する影響はないと考えております。

地震の影響についてですが、クラックの入っている貯水タンク、吉佐美の東山配水池、六丁目分譲地の鍋田配水池でございますが、古い貯水タンクは現場打ちコンクリートの表面にモルタル仕上げとなっており、経年劣化でクラックが生じたものであり、構造に影響するクラックではないと判断しております。配水池は古い施設も多く、老朽化、耐震化対策を推進し、予想される災害に対し、減災対策を施してまいりたいと考えております。老朽化、耐震化対策を進めていく中で、本市の場合、定住人口、観光人口の減少で水の将来需要の低下が予測されております。維持管理費の縮減、減災対策を進めるに当たり、水道事業規模の特に配水量の見直しを行い、古い配水池や小さな配水池の廃止や統合を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 災害復興データ等についての産業振興課の現状でございます。

まず、漁港等境界画定関係の書類につきましては紙媒体でございますけれども、産業振興課の中に保管してございます。ほ場整備データも紙媒体でございますけれども、稲梓地区のほ場整備関係の書類については基幹集落センター、それから吉佐美及び大賀茂地区については爪木崎のグリーンエリア管理棟に保管してございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 質問者にお伺いします。

ここで休憩をしたいと思いますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時59分休憩

---

午前11時 9分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

4 番。

○4 番（土屋雄二君） ここから一問一答でやらせていただきたいと思います、よろしいでしょうか。

○議長（土屋 忍君） はい、どうぞ。

○4 番（土屋雄二君） 各担当員は質問にない事項まで丁寧なご回答をいただきまして、ちゅうちょしているほどでございます。

質問いたします。下田市には災害弱者の避難支援計画というようなものがあるかどうかお答え願います。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） 要援護者に関しましてですが、下田市災害時要援護者支援計画というものが23年3月に策定されております。

○議長（土屋 忍君） 4 番。

○4 番（土屋雄二君） ちょっとそのつまみだけでも教えてください。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） 内容ですが、一応第1章から第5章まで区分けされておまして、第1章に一応災害時要援護者支援計画の趣旨というものを規定してございます。この計画の趣旨でございますが、災害時において自らの命は自分で守ることが基本であると。また、災害による被害から身を守るため、家族単位での防災対策の充実が不可欠である。ただ、身体特性や生活形態により、家族以外の人の支援がなければ災害から身を守ることができない。これが要援護者でございますが、身近な支援や専門的な支援を必要とする人に的確な支援を行うことができる体制が必要だということを規定しておまして、それに基づく各計画ということで、第2章で要援護者に対する支援体制、これは各市とか教育委員会、また社会福祉協議会、区自主防災会等々の規定をさせていただいております。また、3章におきまして、平常時における要援護者対策ということで、災害時要援護者台帳等の規定が記入されてございます。また、4章におきましては、災害時における要援護者対策、これは避難勧告等における要援護者の支援等について規定をしてございます。また、第5章につきましては、計画の調整及び管理ということで規定をさせていただいております。

○議長（土屋 忍君） 4 番。

○4 番（土屋雄二君） 昔使った言葉ですが、障害者は私たち健常者のかわりに障害を受け持

ってくれた人たちだという優しい気持ちで接してあげてください。それから、老人はいずれ我々も行くところですから、大事によろしくお願いいたします。

それで、ライフジャケットとヘルメットに関しては着々と進んでいるようですが、その地域の人たちに学校とか、そういう施設に対しては十分あれなんだけれども、ふだん家庭で生活している人たちのためにという部分もあるわけなんですけれども、その辺はどのようなお考えでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） ライフジャケットの市民への普及活用ということでございますが、もともとこのライフジャケットの雄二議員の先ほどの趣旨質問の中でございました、松崎、西伊豆、これらの取り組みの件につきましては、この下田海上保安部管内の救命胴衣着用推進員制度と、こういうところが発端で、関係する漁協であるとかマリンレジャー、そういう方たちに普及を推進するという目的で、平成20年7月から制度が発足したということをお聞きしてございます。こういう中でその地区の漁協さんを通じて普及活動を行ったというように聞いておりますので、今後下田漁協あるいは伊豆漁協の方たちとの意見交換の中でも、そういうことについては防災としても関心を持って意見交換に臨みたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 4番。

○4番（土屋雄二君） よろしくお願いいたします。きょうは西伊豆町の議員さんが傍聴席におりますので。

次の問題に移ります。

私はこの金目船が憎くて言っているわけではなくて、この船がもし今の状態で津波が来たらどうなるか。津波はまず川を上ると。そうすると僕らが議員になったばかりの頃できた、10年か9年ぐらい前に完成したと思うんですけど、新下田橋はすっ飛びます。人形橋もやばいです。それで、そういうものが詰まると水は町内へ行きます。そうすると、これ4そうと書いてありますが、質問状を出した後見に行ったら、1そう増えてました。それで、これは今は円安になって燃料費がかなり高騰したということで、漁業者が何か1回の金目船の操業は300万ぐらいのお金がかかると。燃料と人件費と。そうすると、なかなかそれだけの水揚げが難しいというような状況もあるようなんですけれど、私はこの災害に対する防災と減災ということを中心に物を考えておりますから、下田市の漁業の問題というのはちょっと方向から外れておるかもしれませんが、なるべく早く、これは5年も前からあるということだから、

持ち主に張り紙をしたり、通告したりしたって意味がない、効果が上がらなかったということだと思っんですよ。それで船の数が増えているのは事実です。これはもう南海トラフがいつ来てもおかしくないと言われているんだから、その気になって、私が課長をやめたら来るなんて思っていないで頑張ってください。

船が町内に進入しない方法というのは私も考えてみたけれども、これは非常に難しい問題で、よく漁船は津波が来ると外海へ逃げると助かるというようなことを言いますが、そういうふうなケースは下田でもありますか。わかる人、お願いします。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 議員の質問に対して的確な答えかどうかわかりませんが、東北の津波のとき、ある程度大きい船に関しましては、津波が来るとわかった時点で沖のほうへ避難を始めたという事例があると聞いております。そのときもかなりの波の影響による大きな壁ができて、大変な思いをしたというような記事を見ました。下田におきましては、漁船等の対応につきまして、常に漁船に人員が配置できていれば、そのような対応もとることは可能かとは思いますが、係船の状況によりましては、なかなかとり切れない状況にあると考えられます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 4番。

○4番（土屋雄二君） 大体下田に停泊している金目船というのは70トンぐらいだそうです、大きさが。宮城県の気仙沼で、丘へ上がった第8共徳丸というのは330トン、全長が60メートル、その船が海から200メートル近くのところまで上がっておりました。非常にこの津波というものは怖いものですから、肝に銘じて対処する。全員で頑張りましょう。

それで、次にまいります。

復興データ、これは私のプロの世界ですからあれなんですけれども、今は座標計算をする座標が昔は個々に座標、起点をつくって、トラバーをつくって測量したんですけれども、今は北緯何度、東経100何度というような国家座標を使って世界が統一した座標になっております。それが分筆登記並びに道路拡張等の測量にも使われます。だから、これを分散して何課の分はどこにありますというのではなくて、それを集約したものをとっておかないと意味がないということです。15日の土曜日に結婚式で森県議に会いまして、その日の朝、私の一般質問の項目が伊豆新聞に載っていたということで、東北の被災地で要するに復興が進まないのはデータがないから、復元ができないから、個人と個人の土地の境がわからないからと

いうことで、それで県では特別区として松崎町が今始めているそうです。国からのお金が50%、県で25%、それで町で25%出資して松崎町では始まっているそうです。ぜひ市長、下田市もこれに申し出てください。いかがですか。

○議長（土屋 忍君） 企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） 今、議員のご質問のご趣旨につきましては、地積調査の関係かと思うわけなんですけれども、県の担当が、すみません、正確にはかつての農地部でしょうか。この7月に賀茂地区に対してそれぞれの状況等を踏まえた中で、説明に来たよというふうなお話がございます、一応そのお話を聞いた中で、また判断等をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（土屋 忍君） 4番。

○4番（土屋雄二君） ぜひよろしく願いいたします。特に下田の旧町内の土地の境界というのは、私どもプロ泣かせで非常に難しい地域です。だから、そういうところでしっかりしたものをつくっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（土屋 忍君） これをもって4番 土屋雄二君の一般質問を終わります。

次は、質問順位2番。1、新庁舎建設について。2、再生可能エネルギーについて。

以上2件について、6番 岸山久志君。

6番。

〔6番 岸山久志君登壇〕

○6番（岸山久志君） 清正会の岸山久志です。

議長の通告に従い質問させていただきます。

まずは新庁舎建設について質問いたします。12月の議会の質問内容と多少重複すると思いますが、その後の時の流れと状況の変化がありましたので、再度質問させていただきます。

市長の回答の中で、県の想定が出てからお答えしますとよくありますが、6月に発表される県の想定は数カ月遅れるようであります。現在の発表されている国の想定と県の想定が今後大きく変わるとは考えられません。県のこのたび発表される想定は、例えば津波発生時における河川の遡上の動きなど、現在よりより詳細なデータで発表されるだけだと思いますので、今後市長のお答えの中で県の想定が出てからという答えはなしということをお願いしたいと思います。そして、市民の皆様方もその回答は望んでないと思いますので、このことだけはぜひともよろしく願いいたします。

市長は、私の12月の議会において、私からの質問の回答の中で、国が調査し、発表した津波浸水域想定地域内での新庁舎の建設は避けるべきとおっしゃいました。その後、市長の性格上、心境の変化はないと思いますが、いかがでしょうか。

そして、これからは市長が津波浸水域想定地域内での庁舎建設はしないという判断のもと質問させていただきます。また、ここにいらっしゃる議員の多くの方々は、高台やむなしという考えを持っています。このことを踏まえ、市長のお気持ちをお尋ねいたします。

震災が起こる前、平成27年度の耐震に現庁舎がクリアできないため、庁舎建設が計画され、当初は現在位置に建設予定でした。その後、震災が起こり、現在予定されている高台の敷根公園内に変更になりました。そして、新たに楠山市長に変わり、白紙に戻り、現在に至ったわけですが、市長の白紙とはどこまでの段階の白紙に戻すのかをお尋ねいたします。

下田市は人口2万4,000強の小さな市ですが、国・県の施設もあり、そして西伊豆、松崎、南伊豆、河津、東伊豆賀茂地区内でも中心的な役割を担っている市でもあります。ということは、有事のときにはこの下田市が賀茂地区の指揮を担うということです。これらのことを踏まえると、新庁舎は被害を最小限に食い止められる場所に建設されるのが当然のことと考えられます。私はこれから提言されるであろうまちづくり懇話会の提言より市庁舎建設に関しては、昨年1月に市民会議より提言された新庁舎は敷根地域に建設すべき、このことが非常に重みのある提言であり、尊重すべきと考えますが、いかがでしょうか。

その提言には、敷根地域は建設用地を確保するため、山林部の造成または敷根公園用地の利用に限られ、前者は用地購入費及び造成費が必要となるため、経済性に、後者は都市計画法並びに都市公園法に基づく計画変更手続にある一定の期間を要するため、計画年次内での事業実施に課題を残すと提示されております。当局は公園内の建設に着手したわけですが、現在の公園内建設には私は反対いたします。

前市長は、敷根地域に建設をと提言の中で、敷根公園を選んでしまったということは、土地の買収や開発が不必要であるという思いと27年までという期限の縛りを考えては仕方がなかったかもしれませんが、公園としての機能、スポーツグラウンドとしての機能を失う可能性もあり、また限られた狭い敷地内に無理やりはめ込んだ感のある庁舎建設など、やはり余りにも拙速に決め過ぎたと思います。

なぜ反対かといいますと、第一に、公園内にはほかに開発できる場所がないということがあるからです。私の12月の質問で、庁舎建設は約10億でできるという話をしました。ちなみに熱海市は17億円で建設します。10億円という金額は、メディアに出演していたどこの首長

かわかりませんが、首長が話していた言葉であります。例えば現在の公園内のように、面積に縛りがなく、平屋でとか、現在の庁舎のように2階建てで建設するとどのくらいの最低の金額で建設が可能かお尋ねいたします。

単純な計算で申しわけございませんが、現在、庁舎建設予定は27億円です。もし私の言う10億円で建設が可能であれば、差し引き17億円を敷根地域での市民会議の中で心配された用地買収、開発、造成などに回せるわけです。そして開発がなぜ必要かという、ほかに施設の建設を伴ってほしいからです。もし災害発生時に避難するのが困難と言われる高齢者、そしてその中でも特に介護の必要な方々の避難です。例えば今私の店がある大和区ですが、住民300余名の中で避難をするとき介助が必要な方が6名いらっしゃるそうです。区長さんもその方々の避難にどうしたらいいのかとても迷い、困ると思います。

先ほどの土屋議員の質問の中にもありましたが、東日本大震災の発生時に警察官や区長さん、消防の関係者が、あのおばあちゃんは逃げられたかと、避難した高台からもう一度戻り、第二波の津波被害に遭い、亡くなってしまうという話を聞きました。こんな悲しい話はありません。そこで、津波浸水域の中に居住している避難弱者と思われる方々、介護の必要な方々を高台に移住していただきます。庁舎建設に伴った開発で災害時に支援が必要と考えられる方々を対象に市営住宅を建設していただいて、高台に移ってもらいましょう。この施設を全国に先駆けて建設すると、下田市はお年寄りにより優しくすばらしいまちとなると思いますが、当局はいかがお考えかお尋ねいたします。

また、高齢者の方々の移住は、友達や近所の人と離れるなどメンタル面でとても心配と言われております。今、文化会館の隣にある福祉会館は多くのお年寄りが集まっています。ところが、この建物も津波浸水域の中にあります。ふだんですとデイサービスに約20数名、福祉センターにカラオケや入浴で多いときには約20名の合わせて40名ぐらいの方々が集っているときもあります。この会館のスタッフは7名から10名、もし避難するとき、例えば車椅子での避難の方々がいると、坂を上るにも2名の介助が必要と聞きます。ここに集う方々はとても元気なお年寄りの方々ですが、やはり災害時にはこの方々の避難に不安が残ります。

そこで提案ですが、介護者などの移住予定の建設される住宅に福祉会館を併設するのはいかがでしょうか。このようにみんなが集まっている場所を併設して建設すれば、メンタル面のケアもかなり改善するのではないのでしょうか。そして、あいた福祉会館は市役所の出張所として利用し、窓口業務の取り扱いをする。このことによって商店街の皆さんの心配していることも少しは解消し、活性化にもつながるかとは思いますが、また、高台となった庁舎は利

用に不便さを思っているところもあります。その解消にもなるかと思いますが、市長、当局、いかが考えているかお尋ねいたします。

2番目に、先ほど言ったように、下田には国・県の出先機関があります。例えば税務署は先日行われた確定申告も今まではベ이스テージでしたが、今年は津波を考えて、サンワークで行われたように、国・県の施設も高台に適所があれば移転を考えていると思われます。国や県も巻き込んでともに高台を開発し、移転を考えてみてはどうでしょうか。当局の考えをお尋ねいたします。

市の限られた予算でできないではなく、下田市にとって国も県も一丸となった津波対策、防災対策を考えなくてはならないときです。今国を挙げて防災に取り組んでいる今こそ最大のチャンスだと思います。縦割り行政の悪癖を取り払い、市としても積極的に国・県に働きかけるべきと思いますが、いかがでしょうか、当局の考えをお聞きいたします。

3番目に、先日、釜石の奇跡で著名人となった片田教授の講話の中で、高台へ行ける広く安全な道があればいいと話していました。現在、広域避難場所である敷根公園に行く敷根1号線は、先ほど新たに落石防止の柵が改修されたように、多くの市民が地震があったときは落石や山が崩れて敷根公園までたどり着かないだろうとっております。そこで、この敷根地域内の開発に伴って、安全な広い道路を新たに高台まで建設できる可能性があることです。高台に続く安全な広い道が市民の安全とともに旧町内、東西本郷の方々にとって命の道となり、また、この敷根地域は災害に強い高規格道路、伊豆縦貫道も計画されている地域でもあります。以上のことを踏まえ、当局にお尋ねいたします。

これらのことにより、私は市民会議の提言した敷根地域の中で敷根公園ではない敷根地域での新庁舎建設を提案いたします。この提案に市長はどのように考えているかをお尋ねいたします。

下田商工会議所会頭を筆頭にした多くの市民による署名要望や津波高の変化、市長が白紙撤回をと発表したことはわからないわけではありません。また、岩下区からも提出された署名もあり、いろいろと迷っていることと思います。しかし、災害はいつ来るかわかりません。100年後かもしれないし、また明日かもしれません。この建設問題の間に災害が起こったりすると、この災害は人災ではとの批判も引き起こされるかもしれません。だからこそよりスピード感を持ち、なおかつ未来においても間違いではなかったという庁舎を建設しなければならないのです。20年後、30年後の下田の未来を描き、決して後悔のない庁舎建設をするようお願いし、また、市長はいつ決断するのかをお尋ねして、庁舎建設についての質問を終

わります。

次に、再生可能エネルギーについてお尋ねいたします。

風光明媚な伊豆、美しい海岸線を持つ下田に決して自然を汚すことのないエコがとても似合っているところです。今まで何度か質問させていただきました。例えばBDFの普及、太陽光パネルの設置や補助について、新たに市長が変わられた今、エコについて市長はどのような取り組みを考えているかをお尋ねいたします。

この再生可能エネルギーの中で、私が常々お願いしていましたベルシオン型の風力発電、特に住宅用の小型風力発電を私も研究、調査しておりました。このほど伊豆七島の中では八丈島では、現在重油を使ったディーゼル発電で島の電力をほとんど賄っていますが、将来的には島の電力の75%を再生可能エネルギーで賄おうと太陽光発電、地熱発電、風力発電などに取り組み始めています。その八丈島での取り組みで風力発電、特にベルシオン型風力発電を使い、実証実験をしているとのこと。ホームページ等を見ましたが、よくわかりませんでしたので、当局がわかりましたらお願いいたします。風車の規模、建設費用、そして実証実験の結果などわかりましたらお答えをお願いいたします。

また、下田市において今後は再生可能エネルギーに対してどのように取り組むのか、また、エコにおいて新たな分野での補助金活用などに対してどのように考えているかをお尋ねします。

最後に、下田の未来を間違えずに進むことを祈念して、趣旨質問を終わります。

○議長（土屋 忍君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、岸山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

第1に、新庁舎建設についてのご質問にお答えをいたします。

12月議会の岸山議員のご質問に対しまして、津波浸水域想定地域内での新庁舎の建設は避けるべきとお答えをいたしました。浸水域に建設することで、その建物が倒壊する、あるいは浸水することで庁舎の機能が失われることが起きるならば、それは避けなければなりません。その意味で浸水域での建設は不相当とお答えをいたしました。

しかし、建築工法、技術的な対応、高層化等によりまして、地震、津波、瓦れき、液状化等の脅威を回避し、庁舎としての機能を存続し、職員や利用者の安全を確保できるならば、浸水地域内での建設は選択肢の1つであると考えております。このことが可能であるか否かは専門家、有識者の見解、判断をいただかなければならないところであり、極めて高度で専

門的な内容になりますので、可能性につきましては業務委託により対応することになると考えております。現段階ではそのような作業をしておりませんので、可能性の有無はこれからの検討作業によって判断をしていきたいと考えております。

浸水域に高層の庁舎が建設されることにより、津波の一時避難ビルとしての機能を果たすことになるなら、多数の市民や観光客の皆様の命を守ることになりますし、安心・安全の環境をつくることになると考えます。庁舎建設に対しまして、白紙という表現はしておりませんが、建設時期に関しましては、現状を見ますと、なるべく早く望むところではありますが、財政上や他の事業との関係、マスタープランの検討、手続等によりまして、平成30年を目指しております。建設位置に関しましては、敷根公園位置に対しまして、以前にもご説明いたしましたように、諸事情の変化等によりまして、検討の余地ありと判断をしておりますので、敷根公園位置も含めまして、検討すべく、その手続を庁内におきまして準備を進めるところであります。

議員ご提案の敷根地区と表現される土地利用に関しましては、庁舎を中心に開発される可能性はあると考えますが、道路の問題や官民一体となった開発計画の必要、財政上の問題等を考えますと、大規模な計画となり、慎重に検討しなければならないことであると考えます。実現となりましたら、他の施設の移転も検討項目になるかとは考えますし、選択肢の1つとして議論に値する提案かと考えますが、現段階ではその環境にありませんので、考慮いたしておりません。

避難弱者に対します支援への対応ですが、これで完結という1つのものがあるわけではありません。多重的、多様な対応が必要ですので、その支援は大変でありますし、しなければならないことですので、自助、共助、公助の視点を駆使しまして対応していきたいと考えております。その1つとして、遠くへ逃げる行動は困難ですので、住居の耐震化の促進や避難ビルの利用、リヤカーや津波シェルターの活用等が必要と考えております。その中で住居の高台移転に関しましては、壮大な計画が予想されるため、都市計画やまちづくりという観点からの取り組みが必要であり、都市計画マスタープラン見直しの過程において論議される課題であると考えておりますが、行政として宅地造成を行う、集合住宅を建設するなどは現段階では考えておりません。

沼津市内浦重須地区が予防的高台移転を打ち出しましたが、報道によりますと、現状は住民の合意形成に至っていないとのことであり、震災直後に比べますと、集団移転への住民の熱意がトーンダウンしているとのこと。そのもののよしあし以前に、集団移転とい

うものが、ただ単に住宅を移転するというものではなく、地域全体の合意のもと、まちをつくっていく。住みよいまちをつくっていく。コミュニティーを構築する。このことが住民がしっかりと検討、研究しなければならないと判断し、講師の先生を迎え、ワークショップを開催し、その作業を進めていくために、進展が遅れているものと考えております。これはまちづくりにおいて大変に重要なことであると思います。重須地区の自治会長さんのコメントに、命を守る最善の方法は何か。震災から2年たった今、もう一度みんなで考えたいとあります。同感するところであり、すばらしいまちづくりを官民一体となって推進していく必要があると考えますし、期待するところでもあります。

国や県の出先施設の移転や新築、改築に関しましては、基本的にはそれぞれの判断で行われるものと考えますが、防災、災害に備えることの重要性に対する認識は一致していると思いますので、目的意識を共有し、連携を密にしながら進めていくことができれば最善ではなかろうかと考えております。その上で望むこととしまして、その利便性や中心市街地活性、下田賀茂地域における官庁行政機能集積の中心地として、この下田の地にそれらの施設があり続けるよう働きかけていきたいと考えております。必要に応じて土地利用の相談にも乗っていききたいと考えております。

報道によりますと、国土交通省から大規模地震や津波に備えて出先機関庁舎を改修する際に、建物の一部を地元住民の避難所として整備する方針が出されております。最大級の津波でも、浸水しない高層階を住民に開放したり、食料や水の備蓄倉庫を設置したりすることを想定しているとのことでもあります。また、自治体の役所が津波に遭った場合に、災害拠点として施設を提供する協定を結ぶほか、自治体と協力して、高層の合同庁舎を新設するなど、国と地方が別々につくるより低コストに抑えることも検討するとあります。現在、下田におきまして、このような事例や計画はありませんが、国や県から提案されるような状況になりましたら、一考の価値はあると考えます。議員提案の総合的な高台移転も一案として検討をさせていただきます。

敷根地区の道路の件であります。敷根1号線や岩下地区の道路が地震により絶対に崩壊しないとは言えないと思います。崩壊した場合、避難路は通行不能になりますし、敷根地区は孤立する可能性があります。そのための補強等の計画も必要になってくると考えます。新設道路整備に関しましては、議員提案の敷根地区の開発に伴うものでありますので、開発案をどのように考えるかですので、提案の1つとして検討をさせていただきたいと思っております。

市長はいつ決断するかのお尋ねであります。6月下旬に予定されております県の第4

次地震被害想定を発表をもって、すぐに庁舎建設位置を決定するものではありません。どのような内容をどのように進めていくかを決定しておりませんので、その検討作業の進捗により提示させていただきますので、お待ちいただきたいと思います。その間、第4次地震被害想定はもとより、県の「地震・津波対策アクションプログラム2013」の作成や下田市地域防災計画の見直し作業、都市計画マスタープラン改定にかかわるまちづくり懇話会の検討内容等の進捗も参考にしていきたいと考えております。

平時のときのすべての市民の皆様が暮らしやすいまちづくりと、安心・安全の防災のまちづくりをどのように融合すべきか、あるいは融合できるかを基本に検討していきたいと考えております。補足説明につきましては、担当課より後ほど説明させていただきます。

続きまして、再生可能エネルギーのご質問についてお答えをいたします。

市としましては、太陽光発電パネル設置の補助金制度を導入しておりますが、それ以上のものを推進していく状況にありません。大きくは国のエネルギー政策に準じていくものがありますが、地域におきまして、新エネルギー事業の導入は自然環境や景観、土地利用等、十分な検討が必要と考えますので、慎重な対応をしたいと考えております。詳細、補足につきましては、担当課よりお答えいたします。

私からは以上であります。

○議長（土屋 忍君） 施設整備室長。

○施設整備室長（土屋和寛君） 私のほうから、市長の回答にありませんでした概算事業費、平屋あるいは2階建てで建設するとどのくらいの金額で建設可能かということに対しまして回答したいと思います。

平屋棟か2階建てということでありましたけれども、実際は基礎関係とか屋上関係が平屋棟等によりますと大きくなりますので、平米当たり坪単価については余り相違がないという中でお答えしたいと思います。

基本構想での概算事業費27億円ということでもありますけれども、公園整備等を除きました建築工事費等の算定におきましては、鉄筋コンクリート造を想定としまして、建築工事の費用を1平方メートル当たり30万円として計算しておりまして、外溝工事等を含めまして計算しますと工事費を27億のうち21億8,200万と見込んでおります。その他もろもろの工事があるって、27億という形になっております。

それから、熱海市の庁舎というのは、今現在計画されておりまして、特殊な例という形の中でシステム建築ということで計画をされております。ただ、このシステム建築というのは、

想定をやはり20年後の建てかえを想定しているということでありまして、今回の下田市における新庁舎におきましては、余り参考にはならないと考えております。

もう一つは、鉄鋼造ということで考えますと、南伊豆町の庁舎というのは鉄骨造で建設しております。1平方メートル当たり約25万ということで建設されておまして、この単価に下田市が計画しております新庁舎の想定面積を乗じて計算した場合、約17億円となることが想定されます。この鉄筋コンクリート造と鉄骨造というのは、耐用年数が違うため、市庁舎建設を考えました場合、長期的な耐用年数が確保できます鉄筋コンクリート造で建設したほうが望ましいと考えておりますけれども、今後情勢の変化等があれば、弾力的に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大川富久君） 質問2点目のことにつきまして、担当課として、東京都の八丈島再生可能エネルギーの取り組みにつきまして紹介させていただきました。風力発電につきましては、NPO法人八丈島産業育成会が実施主体となり、平成23年度に国と東京都の補助を受け、垂直軸型ベルシオン式風力発電機を、これは1基直径2メートル、翼長2.7メートル、1日当たりの排出量が3キロワットというのを3台設置しまして、充電型のレンタカー事業を行っております。

補助の内訳ですが、国の補助は充電スタンド設置費用として120万円、東京都の補助は地球温暖化対策費として5,160万円を受けております。風力発電の建設費用であります。蓄電池施設を含め、1基当たり630万円と伺っております。3基ですと1,890万円ということで伺っております。実証実験等の詳しいことは把握していないようですが、維持管理費等を含めると、単純計算では普通に電力を使う場合と比べ、経費面では四、五倍はかかっているとのことであります。

以上で終わります。

○議長（土屋 忍君） 答弁漏れはありますか。

質問の途中ですけれども、ここで休憩をしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） それでは、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時56分休憩

---

午後 1時 0分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

6番。

○6番（岸山久志君） 先ほど市長のお答えの中で、できれば6月の県の想定が出てからという回答はなしでということをお願いしたんですが、何かちらっと出たような気がしましたので、それはなしでということをお願いします。

まず、市長は安全が確認されたら現在地も含めた庁舎建設を考えるという話がありましたが、その専門家に聞くというのはいつ聞くのか、またいつ結論を出すのかわかりましたらお願いします。安全が確認されたらと言いましたが、どこかの国の総理ではありませんが、原発は安全を確認したら再稼働すると言いますが、原発は安全確認されません。津波問題も安全は津波浸水地域である限り、安全は確認されないと思います。ぜひとももう現在位置という認識は捨ててもらっていいのではないかと思います、いかがでしょうか。

そして、宅地造成は考えていないとか、高台移転等の話が出ましたが、高台移転に関しては、私は話してはおりませんで、避難弱者と言われる要支援の方々に避難してもらうより先に高台に移ってもらって、安全を確認したほうがいいのではないかと。そういうことで現在建設課長も知っていると思いますが、うつぎ原住宅、丸山住宅は市営住宅の機能をなくし、柳原住宅に新たに建設して、市営住宅を建設しようという予定がありましたが、この震災で柳原住宅も浸水地域だということで、この市営住宅も高台につくるもやむなしという話があると思います、多分。その中でその市営住宅をつくるんでありましたら、その併設した形で、その要支援の方々、避難弱者と思われる方々を先に避難していただく、事前に。メンタル面の問題も先ほど言った福祉会館もそちらに併設してつくっていただいて、お年寄りが集まって楽しく暮らせるような住宅をつくったらいかがですかという形で投げかけたんでありますので、それについてはいかがでしょうか。

庁舎建設につきましてですが、もういいかげんに鉄筋コンクリートの考え方は白紙に戻して、もう1回新たに考え直してはいかがかと思います。某建設で評判の悪かったプロポーザルの入札方法も含めた、またツー・バイ・フォーの工法も含めて、少しでも安くぜひ20年ももてばいいと思います。熱海と同じで。そのような形の建設で建設費を安く上げて、ぜひとも考え直していただきたいと思います。

そして、国・県の施設も一緒に建設してはいかがですかと。一緒に共同開発してはいかが

ですかという話をしましたが、市長の回答では、国・県より提案があったらというような形で回答をいただきました。提案があったらじゃなくて、市から提案すべきことと思います。ぜひとも積極的に市が国・県に働きかけるべきと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。そして、縦貫道の絡みがほとんど出ませんでした。現在位置も含めて、縦貫道に対して庁舎建設はどのように考えているかをお願いしたい。

そして、最後、エコエネルギーについてですが、新たな取り組み計画はないという市長のお答えでしたが、やっぱりこれからはエコに対して新たに取り組んでいかなければならないという時代ですので、取り組み計画はないということではなく、積極的に市として取り組むべきだと思います。その辺について、以上6点ですが、お尋ねいたします。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） では、私のほうからまず答えさせていただきまして、補足、詳細等がありましたら担当課よりさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、庁舎の建設位置ということの中で、浸水域というものは避けるべきだろうという岸山議員のご意見に対しましては、私もその部分のところにはそれはそれなりの理解を示すということは今まで言いましたけれども、本日言いましたように、その浸水域においても、それが安全が確保されるならば、それは1つの選択肢である。では、安全が確保されるというのはいつなのかというご質問でありますけれども、それはやはり専門家等の調査あるいは工法等の研究の中で出てくるものと思いますが、これはこれでそういう時期が来ましたら、予算もつけ、そういう作業をしていただくというようなことを議員の皆さんにお願いする時期が来るとお思いますので、ですが、先ほども言いましたが、30年の建設というものを延ばすというようなことでいろいろな行為をするという気はありませんので、それを守りながら、限りある時間の中できちとした形でいろいろ検討していきたいというふうに思っています。現実、浸水域の中に現在も民間の施設が建てられるというようなこともありますので、そういう意味からすれば全く不可能な話ではないというふうに私は思っております。

それから、高台移転ということで大きな形で予防の高台移転というのは形というわけではないという提案であります。庁舎を含め、もろもろの施設がそこに配置されるということになれば、かなりの大きな面積が必要になっている状況だと思っております。そういうことになりましたと、それは単なるそこに移すだけの話ではなく、全体の都市計画の中のバランスを考えざるを得ないというふうに思っています。それと、そこに集める分だけある面今ある下田のまちの中心市街地の形を間引きしていくということになりますから、そこの後の跡地利用をどう

していくのか、その中心市街地との整合性をどういうふうにしていくかと。いろいろ考える問題が出てくると思いますが、その高台のほうへ移すということの中で、安全を確保するというご意見は尊重いたしますけれども、それ以上のことに関しましては、軽々にいいですねと、やりましょうというような答えが出せるほど簡単な話ではなかろうというふうに思います。

それから、要援護者等の方々、また高齢化の方々を事前に安心・安全な場所ということで施設をつくる、あるいは市営住宅をつくるようなことで、そこに住んでいただければ、かなりその方々に対しまして安心・安全を提供できるのではなかろうかということは、そういう状況になれば確かにそうだと思いますが、その人たちの意思もありますし、そこに事前というのがいつ事前なのか。つくっておいて、津波が来そうだからといってそこに行かせるのか、そこに最初から住んでいただくのかというようなこともありますんで、ちょっとその辺のことは先ほど言いましたように、いろいろなバランスの中で考えざるを得ないんで、私としては今考えていないというようなところであります。

鉄筋コンクリート等につきましては、ちょっと担当課より話させていただきます。

それから、国・県の施設も一緒にということですが、これもその土地開発が進んだというか、あり得る状況になったら、それはいい提案だというふうに思います。ただ、それがない段階で、国や県とそういうことを今打ち合わせる段階ではありませんし、国や県のほうはどのような意向をされているのか私わかっておりませんので、その辺のところは積極的にというのはちょっと無理なわけですが、先ほども言いましたように、下田市あるいは賀茂郡下におきまして、この地域に国や県の施設がきちっとあると。そして、その国や県の機関と下田市あるいは賀茂郡下が上手な関係をとって、この地域のまちづくりをしているということは、本当に重要な関係でありますんで、これを崩さないような形でどのようにしていったらいいかということはきちっと考えてみたいと思います。その1つの中で国や県の施設の移転あるいはそれをどこにするかというようなことの出てきましたら、それはきちっと考えなければいけない問題だというふうに捉えております。

それから、縦貫道の関係ですが、もともと庁舎がどこにある関係なしに、縦貫道というのは計画されているところでありますし、敷根1号線とインターで結ばれるということは決まっておりますんで、庁舎をどこに建てるからということで、伊豆縦貫道路のルートが変更されるべきとか、変更すべきというようなことではないと思っております。

そういう意味で、庁舎の位置に関しまして、縦貫道というものの関係性がいい関係になれば

ば、それにこしたことはありませんけれども、どこに庁舎があろうが、縦貫道の計画はこのまちにとってベストなルート選定だと思いますし、これからのまちづくりにとって重要なことだというふうに理解をしております。

エコエネルギーのことに关しましては、なかなか先ほど言いましたように、行政が主導的に果たしてできるのか。あるいは民間のほうに关しましても太陽光エネルギー等の設置の提案等も幾つか来ておりますけれども、なかなかクリアしなければならない問題が多々ありますので、その辺のところをクリアした中で、先ほど言いましたが、自然環境あるいは地元の同意等、そういうものを上手に得ながら誘致する。やっていかなければならないことだと思いますので、その辺のところは現時点ではイエスと言って積極的に進める環境にはないというふうにお答えをさせていただきます。

以上であります。

○議長（土屋 忍君） 施設整備室長。

○施設整備室長（土屋和寛君） 私のほうから、再質問の中の建築工法ということでの再質問だと思いますけれども、議員がおっしゃいますツー・バイ・フォー工法等は熱海市で行っておりますシステム建築等々、いろいろな工法等があります。また、入札方式についてもプロポーザル方式等々につきましていろいろな手法があると思います。この建築の耐用年数について、20年もてばというお話もありましたけれども、一般的に考えておりましたのは、やはり庁舎という建設の中で、やはり耐久性、それから耐用年数等々50年先を考えた場合には、鉄筋コンクリート造がやはり最適だとは考えておりますけれども、候補地がまだ決まっていない段階で、これからどういう形で工法的あるいはもろもろの計画自体が変わってくる可能性もありますので、先ほど最後にお話をしましたけれども、情勢の変化等々があれば、これらについても弾力的に考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 市営住宅の件につきましてお答えさせていただきます。

丸山住宅、うつぎ原、柳原、木造住宅は築後50年が経過しておりまして、現在の計画では建てかえが必要と考えられております。現在の計画におきましては、浸水区域等の想定がなされていない時点の計画でありまして、建築位置につきましては、柳原住宅用地1カ所に建てかえる予定でございました。浸水区域が柳原住宅用地に含まれておりますので、今後はその検証をしていかなければならないと考えております。

○議長（土屋 忍君） 6番。

○6番（岸山久志君） 安全が確保されるということはないという私は判断しておりますので、ぜひともその判断を市長も同じような形で考えていただけたらと考えております。

先ほど避難弱者と言われる高齢者とか、要介護の方々の本人の意思が確かに必要かもしれません。旧町内のお年寄りの方々に聞きますと、津波が来たらいいよ、俺は死んでもというような答えが、このままでいいよという答えが出ますが、先ほど一般質問の中でも言いましたとおり、このおばあさん、逃げたのかと、わざわざ助けに行って第二次被害に遭ってしまう。そういう状況が現実にあったわけですね。多くの方々が亡くなった。やっぱりそういう本人の意思以前の問題であって、そういう方々を事前に避難させてくるということは、必要不可欠なことだと思います。ぜひとももっと積極的にそれについて市営住宅、まだ決まっていなくていいということでありまして、それも前倒ししていただいて、ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

国・県の機関ですが、国や県の機関がそういう形で建てかえなり何なりという形をするだったら、市外に逃げられて統合されるとか、そういう機運には確かにありますので、できましたら市でここへどうぞと言ってやるのが、また1つの手法ではないかと思えます。ぜひともこの機会は多分このときしかありません。防災について国が一丸となってやっているこの時期しかないと思えますので、ぜひとも国の様子を見てなど、そういうことを考えずに、市として積極的に取り組むべきかと思っておりますので、ぜひともよろしく願います。

建設については弾力的に考えていると、庁舎建設については。私は本当に工法もこれから新しい工法も出るかもしれませんし、いろいろな形のエネルギー、先ほど言ったエコエネルギー等も開発されてくると思えます。50年の間にどれだけさま変わりするかもわかりません。それを考えると、建設費がもし半分になるんだとしたら、25年で、そのくらいな形で考えてもいいんじゃないかと思えます。弾力的に考えているということですので、ぜひともその辺、その弾力は崩さずに、弾力的に考えていただきたいと思えます。もし答えられる範囲がありましたらお答えを願います。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 総論的になって申しわけございませんけれども、庁舎をどこにつくるかという話の中で、このような3.11以降、津波、地震の大きな被害というのが現実化されまして、そのものをきちっと考えなければならないという流れは理解をしております。ただ、その話をちょっと横に置きますと、このまちをどういうふうにも暮らしやすいまちにするかと

ということになりますと、やはりこの人口減少あるいは高齢化、少子化、そして先ほど言いましたが、いろいろな面で支援を必要とされる方がともに生きるという、まちづくりの中では、あるいは税収も減少していくというような、そういうまちづくりの中では集約的なまちづくりをこれからきちっと考えるべきだろうという方針だと思います。その集約的なまちづくりを上手にできるという可能性のあるこの下田のまちの全域が浸水域に入ったということの中で、この2つをどういうふうにバランスをとって考えるかということが重要だというふうに思います。そういう意味の中で、なるだけ近い高台にそういう安心・安全を確保していくというのは1つ大きな提案だというふうには私は受けとめます。

ただし、そういう全体のバランスを考えたときに、まだまだいろいろ検討の余地があるのかなというふうには思いますが、先ほども答弁の中で言いましたが、ここに住む方々が本当に住みやすいまち、その中で安心・安全をきちっと提供できるまち、そういうものをどうやって両方融合できないのかと。したいというふうな思いがありまして、今検討作業をしておりますので、岸山議員のおっしゃった提案も1つの提案といたしまして、いろいろ考えていきたいというふうに思っておりますので、またいろいろご相談をお願いをいたします。

以上であります。

○議長（土屋 忍君） 6番。

○6番（岸山久志君） 集合的な形で考えてくるという形ではありますが、敷根地域といいましても、歩いて15分から20分ぐらいのところでありますので、それがよそに飛んでしまったとか、そういうことではありません。もう本当の中心街の一角だと考えております。その辺を含めてじゃないですが、最後のちょっと確認として敷根地域は市長のおっしゃる白紙の中の1つとして、再考の中の1つとして、候補地として含まれるということを確認したいんですが、それはいかがでしょうか。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 決定事項は敷根の公園の横が決定されたという事実があります。それに対して検討の余地があるんで、その検討をさせていただきたいということ。その検討の中で場所の変更ということになれば、その候補地としての1つに岸山議員の提案はなろうかというふうには考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） これをもって6番 岸山久志君の一般質問を終わります。

次は、質問順位3番。1、下田市防災係の強化について。2、敷根地区に存する施設にお

ける緊急時の使用について。3、自主防災組織及び災害時に必要となる組織と下田市との連携について。

以上3件について、1番 竹内清二君。

1番。

#### 〔1番 竹内清二君登壇〕

○1番（竹内清二君） 志盛会の竹内清二です。

新規採用の皆様が多く傍聴されている中、非常に緊張する中ではございますが、またあわせて皆様の下田市の行政運営に対する希望に満ちあふれたこの空気の中、私も胸を張って堂々と議長の通告どおり、以下の3点につきまして趣旨質問をいたします。

1、下田市防災係の強化について、2、敷根地区に存する施設における緊急時の使用について。3、自主防災組織及び災害時に必要となる組織と下田市との連携についてということで、防災絡みの3点についてお伺いいたします。

まず、大項目1番目、下田市防災係の強化についてをお伺いいたします。

本年度実施されました市民課防災係の増員並びに組織改編におかれましては、災害に対する強いまちづくりの大きな前進であり、やがて我々下田市民が対峙せざるを得ません巨大災害に対して抱く現在の我々市民の不安あるいは備え等々に対して楠山市長が今後毅然と取り組んでいかれるという強い意思のあらわれであると、大変喜ばしく考えております。

そこで、今回行われました防災係の強化並びに今後の防災係の取り組み等々につきまして、この方針についてお伺いいたします。

まず、1番目に、増員並びに組織改編を行いました、この要因と目的についてお教えください。

2番目、現在防災係で取り組まれております事業内容並びにその進捗状況、あわせて本年度行う予定でございます実施予定の事業についてお伺いいたします。

3番目、先ほど2番目の項目で質問いたしました本年度の事業については、この2番目なんですけれども、中期的といいますか、向こう3年間における組織の改編や、あるいは実施すべき事業内容につきまして、もしお考えあるいは今計画なされているものがございましたら、その達成目標とあわせてお伺いさせていただきたいと思っております。

4番目、防災係の強化ということで組織の改編を行いました。ただし、やはり今後やらなければならないこと山積だと思っております。他市町におかれましては、防災・危機管理に特化した専門職の登用というものも現在行われているということをお伺いいたしております。この

下田市においては、そのような専門職の登用について考えがあるかどうか、計画があるかどうかをお伺いさせていただきます。

2番目の大項目、敷根地区に存する施設における緊急時の使用についてをお伺いいたします。

先ほど岸山議員からも新庁舎における今後の取り組みについて質問があり、それに対して楠山市長並びに担当課の皆様から今後の取り組みについてご回答がございました。新庁舎に対してはもちろんそうなのですが、では、新庁舎ができるまでの一定期間、要するに今の現在の施設内においてどのような形で防災対策を行っていくか、これについてお伺いいたします。

新庁舎の移転竣工までの一定期間、緊急災害時において特に万が一津波等で平地部分が被災したケースにおいては、下田市並びに関係所管の機能は現在、現存する下田市並びに所管庁の所有建物に移されるということが予想されます。その場合、一定の高台に移管されることとなり、考えられる候補地というものは相当なものが敷根地区に集中するということが予想されます。そこで、今現存する敷根地区の諸施設の取り決め等々についてお伺いさせていただきます。

まず1番目、前段で述べました危機管理時、どの程度の機能の所管庁並びに下田市の機能が敷根の諸施設に集約されるのでしょうか。現時点で考えられる緊急時敷根に移される関係所管名及びその規模を教えてください。

2番目、それに割り当てられる現施設並びに割り当て面積等々がもし考えられていることがございましたら教えてください。

3番目、仮にこの面積割り当てが不足する事態に陥った場合、予想される場合の対策をどのような形で講じられていくかお伺いさせていただきます。

5番目、緊急時は各関係所管の皆様並びに下田市の職員の皆様は場合によっては身一つで参集を余儀なくされる場合がございます。危機管理における下田市並びに関係所管の職員の皆様が行う初動業務、これにおいては身一つで集まったといたしましても、それに必要となる資機材あるいは什器あるいは消耗品、本当に細かいコピー用紙1枚から、その場にあるもので対応せざるを得なくなります。その多くを現在施設内で所有あるいは管理を行っております下田市振興公社様との取り決めによって賄わなければいけない。あるいは現在備蓄しているものの中で行わなければならなくなりますが、現在、そういった取り決めあるいは備蓄品等々はしっかり準備されているのでしょうか。移管が予想される関係所管との緊急時使用

資機材の物品等の割り当て等につきましても協定がしっかりなされているのでしょうか。現在の保管方法について今決定しているもの、あるいは不足しているもの等々あるいは対策につきましてお伺いさせていただきます。

続きまして、6番目、これは緊急時に限ったことではございませんが、敷根の施設ということで関連した項目でございますので、併せて質問させていただきます。現在、敷根の施設の1つにあります高齢者生きがいプラザ、この施設においては現在、認定こども園の工事におかれまして、南側の隣地境界並びに導入部の道路と申しますか敷延部分が現在施工中であります認定こども園の造成に伴う間知ブロックののり面によって覆われております。先日、現場のほうにも確認いたしました。すべて仮囲いも取られ、現在の形となっていくものと思われれます。緊急時もさることながら、平時の生きがいプラザの運用に当たり、これまでも公共施設利用促進審議会等々でも、生きがいプラザの利便性や立地条件については、かなり悪条件を有しており、利用率もなかなか伸びないという現状がございます。ほかの施設等の比較をしながら、なかなか改善されないこの兆し、失礼しました、こののり面の施工によってさらにこれが悪化することも予想される、危惧されるところでございます。今回の周辺環境の変化、周辺地形の変化により、これまで以上に名実ともに隠れてしまう存在になってしまい、なかなか進まない利用促進にも悪影響が生じるのではないのでしょうか。運営に当たっては、ただいま指定管理者をしていただいております下田市振興公社様が実施していくものとは存じますが、周辺環境の変化を実施いたしました下田市が考える今後の生きがいプラザの運営方針、利用促進についてもあわせてお伺いさせていただきます。

大項目3番目となります自主防災組織及び災害時に必要となる組織と下田市との連携についてお伺いいたします。

公助と共助は密接な関係にありながらも、その役割の違いをそれぞれ認識あるいは共有しながら、かつ平時における防災・減災の備えに対するおのおのの進捗状況をしっかりお互い確認し合いながら運営していく必要があると考えます。

そこで、現在の各組織と下田市さんの連携状況について、以下6点について質問いたします。

まず1番目、公助であります下田市と共助の代表でございます自主防災会、この役割の違いを現段階でどう認識され、それぞれ共有されているか、この点についてお伺いいたします。細かく言えば、以下の時系列ごとで異なる役割についてお伺いさせていただきます。

1番目、平時における災害対策、予防対策に関する役割。2番目、発災時の役割。3番目、

発災後1週間の危機管理状況下における役割。4番目、その後復帰・復興に対しての時間の中での役割。この時系列ごとの役割を教えてください。

2番目の質問です。前項でお答えいただくおのこの役割のうち、自主防災会が担うべき役割の中で、その拠出資金について市が請け負うべきものがあるかと思います。その役割分担、拠出は下田市はどこまで行うのかお伺いさせていただきたいと思います。

3番目、今年度新設されました下田市自主防災会連絡協議会、こちらの協議会では、前項の共助の組織と公助の組織の連絡をしっかりと機能できる新しい組織ということで、非常に頼もしく、また今後有意義な会となられるということで期待しております。この連絡協議会に下田市が今後どうやってかかわっていくのか、現在のスタンスと今後の計画がありましたら教えてください。

4番目、この連絡協議会で必要となる拠出資金、必要となる支出について、どのような形で下田市が補填していくものなのか。あるいはしていないものなのか。する場合においては、どの範囲まで可能であるのか。現在考えられる補填内容も含めまして教えてください。

5番目、学校管理下における災害時の対策を講じるに当たり、また、平時の災害教育を地域の児童・生徒の皆様に対し実施するに当たり、その地域の共助を担う、先ほど述べました各自主防災会と各学校の関係者との連絡や協力が今後不可欠になるかと考えております。現在の自主防災会と学校のかかわり合いはどのように行っているのか。今後これをどうやって構築することが望ましく考えていらっしゃるのか。あわせて、平時の防災教育にどのように自主防災会を絡めていくことがベストであると考えているのかをお聞かせください。

6番目、東北の被災地の避難生活において、地域の児童・生徒の皆様が避難所運営等にて率先して活躍したとの非常にすばらしいお話をお伺いいたしております。この精神や行動力は平時にしっかりと養うべきと考えております。こういったボランティア精神あるいは行動力を養うためにも現在行われておりますハグ（HUG）避難所運営ゲームやボランティア受け付けセンター立ち上げ訓練等々が民間の組織の中で行われておりますが、こういったものを青少年の参加や自主的な取り組みを促進すべき場であると考えております。いかがでしょうか。もしこれを実際にする場合、どう実施し、コラボレーション、共同事業として取り扱っていくのかをお聞かせいただきたいと思います。

以上で趣旨質問を終わります。ご回答のほどよろしく願いいたします。

○議長（土屋 忍君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） 新入職員の前で、竹内議員は緊張といいましたが、私もそれ以上に緊張しておりますので、お互いに頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

竹内議員のご質問にお答えをさせていただきます。

下田市防災係の強化についてお答えをいたします。

増員と組織改編を行った要因と目的についてのご質問であります。地域主権改革や地域防災など喫緊の課題への対応、その他現況組織に内在します問題等に対応できる組織体制を構築していくために、下田市経営戦略会議での検討が必要とされまして、平成24年度下田市組織機構改革検討プロジェクトを設け、検討をまいりました。その中で東日本大震災以降、地域防災の充実に向けた防災計画の見直しや大規模な地域防災訓練の対応が増大する状況にありました。これら重要なものに対する対応といたしまして、昨年までは市民課防災係として防災係長を含め、5名体制で事務分掌として防災に関すること、消防に関すること、交通安全、防犯、国民保護に関することを担当しておりましたが、25年度よりこれを2係に分割しまして、防災係は係長を含め4名体制で、消防安全係は係長を含め3名体制といたしました。庁内の全課の要望を聞きますと、すべてが職員の不足、補充を訴えている中、防災係を専門係とし、増員しましたことは防災対応への重要性への配慮とご理解いただきたいと思っております。

現在、防災係で取り組んでおります事業内容及び進捗状況、本年度行う実施予定事業につきましては、担当課より後ほどお答えをさせていただきます。

向こう3年間における組織の改編、実施すべき事業内容とその達成目標のご質問につきましては、まず組織の再編であります。以前から議員の皆様にご指摘いただいております防災課あるいは危機管理課等の名称での課の設置であります。防災力強化の1つとしてその必要性は理解しております。現在、庁内のプロジェクトチームにおきまして検討しております。行財政改革の方針としましては、課の数を増やすべきではないと考えておりますので、他の課の統廃合や事務分掌に関係します。検討を重ねながら早く議員の皆様にご審議いただけるよう進めております。

事業計画としましては、平成26年9月、県総合防災訓練を下田市と賀茂郡5町で初めて実施する予定であります。訓練内容につきましては、今後6市町と県賀茂危機管理局が協議して決定していくことになっております。これらの詳細につきましては、また事業内容につきましては、担当課より説明をさせていただきます。

防災危機管理監に特化した専門職の登用についてのご質問であります。現在、地震、津

波などの災害時に首長を補佐する防災監や危機管理監と呼ばれる役職に、元自衛官幹部を起用する自治体が増えているとのことであります。県内では本年5月時点において、県と11市町が合計で12名のOBを採用しているとのことであります。退職自衛官を雇用する市町の多くは最長5年まで雇用できます任期付きの任用制度を利用し、任期終了後は新たな退職自衛官を雇用する意向とのことであります。また、牧之原市におきましては、任期内に生え抜きの職員を次の防災監に育成することをも含めて採用しているということでもあります。また、伊豆市、伊豆の国市、函南町では、3市町で田方地区防災危機管理対策協議会を設立しまして、3市町共同負担で自衛隊OBの防災危機管理専門官1人を採用し、伊豆の国市の事務局に配置しております。

下田市の防災強化を考えますと、今後このような人材強化が必要になると考えております。しかし、単独での雇用は厳しいところがあると判断しております。その場合、賀茂地域の市町による連携も必要になると考えております。防災上、財政上、地域性等を考慮し、専門官の必要を検討していきたいと考えております。

敷根地区に存する施設における緊急時の使用についてのご質問につきましてお答えをいたします。

敷根地区は災害発生時、特に津波発生時におきまして避難場所となっております。現段階、このことは庁舎の位置に関係なく決定されているものと認識しております。災害発生時、敷根地区にありますおのおの施設がそれぞれの役割、機能を果たすことになっております。その中で市民スポーツセンターを災害対策本部として位置づけ、重要な役割を担うこととなっております。これらが円滑に機能することは防災として重要なことと認識しております。ご質問の詳細につきましては、担当課より順次説明をさせていただきます。

自主防災組織及び災害時に必要となる組織と下田市との連携についてお答えをいたします。

防災につきましては、自助、共助、公助の役割分担あるいはそれぞれの強化、それぞれの連携が重要であると認識しておりますので、自主防災会の役割強化は重要であります。行政としましても、あるいは住民としましても頼るところは多大であります。その強化としまして、連絡協議会としての連携体制を構築することが必要と考え、下田市自主防災会連絡協議会を設立いたしました。この組織がその目的を円滑に担っていくことを期待しております。運営等につきましては、教育長、担当課より説明をさせていただきます。

私からは以上であります。

○議長（土屋 忍君） 教育長。

○教育長（野田光男君） それでは、私も新採の皆さんの中に学校現職のときの生徒が多分4人ぐらいいるかなと思っています。そういう意味では緊張を同じくしていますが、しっかりと答弁をしていきたいと、このように思っています。

それでは、私からは大きな3点目の自主防等組織、これと下田市との連携についてのご質問の中の5点目、6点目についてまずはお答えをさせていただきたいと思います。

それでは、学校と自主防災会とのあり方についてのお答えでございますけれども、まず、学校におきます防災教育でございますが、家庭や地域社会の関係機関、団体の理解、協力を得ながら、各教科、道徳あるいは総合的な学習の時間、特別活動において計画的、組織的に進めることが必要ではないか、このように考えております。災害に適切に対応できる力を育てるには、何よりも家庭や地域における実践的な教育、これが重要となってくるのではないかと、このように考えています。そのためには学校や地域との関連を図りながら、実践的な防災教育の機会、これを計画的、意図的に設定をして、子供たちに地域の一員としての自覚を育むこと、そしていざ災害が起きたときには、地域の皆さんとともに進んで行動できる、そういう力を育成することが特に大切ではないかなと思います。これは県の防災教育の基本方針でもうたわれていまして、下田市内の学校でもその考えに基づいて進めているところでございます。

自主防災会とのかかわりにつきましても、この考え方によりまして、皆様も既にご承知のとおりだと思いますけれども、地域と連携した防災教育のあり方や学校の防災体制の整備等について協議することも含めまして、毎年12月に行われます自主防災会を中心とした地域防災訓練、これに向けて話し合うための各中学校区単位で防災教育推進のための連絡協議会を開催をしております、この中で関係についても、あるいは子供たちの役目、役割、こういうことも含めまして話し合いをしているところでございます。この会議はそれぞれの中学校区の学校職員、それから区長さん、民生委員さんを初めとしまして、各地域の自主防災組織の方、加えて市の防災担当、教育委員会からも職員をそれに参加をさせております。なお、賀茂危機管理局の職員もこの会議には出席をしております。

協議の内容としましては、災害発生時の避難場所あるいは避難所の確認、それから災害発生時の児童・生徒の具体的な活動場面あるいは地域貢献の具体的な場面、こういうものについて協議をいたします。さらに学校の非常食、飲料水、毛布など備蓄品の確認もこの場で行っております。学校が避難所となる場合の具体的な対策あるいは突発的な発生時の学校開放の仕方あるいは鍵の保管、こういうものについてもそこで触れていっております。また、こ

の連絡会議では、単なる顔合わせだけではなくて、子供たちの活躍の場が一体どういうところで設定できるのか。そしてどういふかかわりを持ちながら、この防災訓練を行っていったらいいのか。自主防の皆さんを含めてこの話し合いが行われているという状況でございます。特に中学生はこの連絡協議会を開催するようになりましてから、積極的に参加活動する姿も大変多くなったと思っております。現地での即戦力として、また地域の皆さんからの期待も大きいだけに、大変その働きには多くの方からの期待が寄せられていると、このような状況でございます。なお、最近では中学生も大変たくましく、また頼もしくいろいろ活動に参加してくれていると、そういう声も聞かれるようになりました。

また、平時の防災教育に自主防災をどう絡めていくか、こういうご質問がございましたが、平時は海の学校学習活動の中で、例えば総合的な学習の時間あるいは社会科、道徳、理科、保健体育あるいは特別活動、こういう中で地域に学ぶ、あるいは地域を学ぶ、働く人々とどういふような防災の関係が築けるか、そして郷土愛、そしてその地域の地形とか地質とか、あるいは地震のメカニズムとか気象とかということで、幅広く防災にかかわる学習をしているという状況でございます。このように各教科で学習する内容につきましては、今申し上げましたように、防災教育に大きくかかわっておりますので、これらを日常的にしっかりと学んでいくことが市と地域を助ける思いやりの心につながり、また地域に貢献しようとする、そういう気持ちを育てていくことになるんだろうと、このように考えています。

続きまして、6点目の避難所運営への青少年の主体的な参加取り組み、これについてのご質問がございましたけれども、東日本大震災における避難所生活の中で、高校生の果たした役割は報道のとおりでございます。発災時における中高生への期待は本当に大きくて、地域の一員であることの意識を高めたり、社会貢献の意義を学ぶ、このためにも、いざというときに役立つ力、これを平時から培っていくことがとても大事ではないかなと思います。

実際的な避難所運営訓練、これはこれまでも余り行われてきませんでしたけれども、今県の委託事業で市内小学校におきまして、防災キャンプ、こういうものも自主防災会の協力を得て行われております。昨年は下田小学校、今年は朝日小学校がぜひこれをやってみたいということで、今年8月26日、27日に実施する予定でおります。このような機会を使いまして、防災キャンプ、それから自主防災会の訓練、これも当然ですけれども、こういう場を使って、このようなHUGとか、今申しましたボランティア受け付けセンター、こういうようなことを訓練の場として考えていくことはこれから大事なことでないかなと。したがって、ほかの学校にも広く働きかけまして、これが広がっていけば大変よい機会ではないかなと、

このように思っております。教育委員会としましては、防災教育推進連絡協議会の中におきましても、活動内容の1つとしてこれからも提案をさせていただきたいと、このように思います。議員さんから大変よいご意見をいただきました。ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） 私も傍聴席のほうに娘同様の職員がおりますので、大変緊張しております。頑張ります。

まず、25年度の取り組みの内容の事業内容、進捗状況等のご質問でございます。

1として、津波避難施設、下田幼稚園避難路等の工事でございます。人口が多く、高台が少ない地区である旧町内に下田幼稚園と、その近隣地区に対応する津波避難施設を整備するものでございます。

次に、デジタル防災行政無線システム共同工、デジタル防災行政無線共同整備負担事業でございます。この事業につきましては、静岡県と共同でデジタル防災行政無線を整備するものでございます。24年度、25年度の債務負担でございます。広域避難所等に無線を整備し、市災害対策本部との連絡手段として活用してまいります。これにより、静岡県と今回共同整備する他の市町との相互通信が可能となり、災害時の連絡手段として広域で活用できるなど、連絡手段の強化に資するものでございます。

次に、津波ハザードマップの作成でございます。県の第4次地震被害想定で示される津波浸水域をもとに、避難所や津波避難ビル、各自主防災会で想定をしている避難場所などを検証し、大規模災害に対応できるハザードマップを作成するものでございます。予定といたしましては1万2,000枚を予定しております。全世帯配布と各行政機関、市内の主な事業所などを予定しております。

次に、下田市地域防災計画の改定でございます。県の第4次地震被害想定の見直しを受けまして、下田市地域防災計画を改定するものでございます。

それから、先ほど市長のほうでもお話がございました平成26年度の1つの賀茂近隣の5町と共同しながらの総合防災訓練でございます。この件につきましては、静岡県は東日本大震災を受けまして、平成23年の8月の総合防災訓練から突発型の災害に対応した訓練を実施しております。予知に頼らない防災体制づくりを進めております。したがって、この県の総合防災訓練、これを26年度は賀茂地域で取り組む大規模な総合防災訓練と位置づけられております。市としては、この総合防災訓練のために、今年度より静岡県の第4次被害想定を踏ま

えまして、静岡県及び近隣5町と協力をしながら、より実践的な総合防災訓練の開催に向けて準備を始めたところでございます。今月より第1回目の近隣5町と県の出先でございます賀茂危機管理局の職員との打ち合わせを始めたところでございます。

次に、向こう3年間における組織の改編実施にすべき事業内容等のご質問でございます。現在進めております実施すべき事業内容につきましては、先ほど申し上げました行政デジタル無線共同整備の実施計画から25年度工事、それから今年度末で完成のデジタル無線共同工につきましては、25年度末完成に向かって整備をしているところでございます。市役所、関係機関、現場などが相互に通信できるようになり、情報の一斉送信も可能となり、情報伝達の効率化を確保するものでございます。26年度においては、これらも使いまして、総合防災訓練が実施されることとなります。

また、24年度から下田市災害用避難施設整備補助金交付要綱を策定し、避難路等の整備に係る費用に補助金を交付しております。今年度当初予算にも計上をさせていただきましたが、申請件数が多く、この6月定例会においても増額の補正を提出させていただいたところでございます。

県の第4次被害想定が公表された後に、避難路、避難場所等が明確になってくると思われるので、新たな避難誘導看板等の設置も含め、整備をしていく方針でございます。

また、想定される被害をできるだけ少なくするために取り組む「地震・津波対策アクションプログラム2013」については、今後被害想定の結果も踏まえ、各アクションの目標指数、数値目標と、その達成年度等の具体化を図り、第4次被害想定 of 最終報告に合わせた中で新たな行動目標として策定してまいります。

なお、これらの今後の事業の取り組みにつきましては、財源等につきましても東日本大震災を受けて、平成23年12月に施行されました津波防災地域づくりに関する法律等を活用し、ハード、ソフトも組み合わせた総合的な津波防災対策に取り組むことができるよう、今後も調査研究を深めてまいりたいと思います。

次に、大項目の敷根地区に存する施設における緊急時の使用について、多岐の項目でございますので、順次答弁をさせていただきます。

緊急時に敷根に移られる関係所管名等の、あるいは規模についてのご質問でございます。これにつきましては、予想される機関といたしましては下田市でございます。それから、下田市の中においては災害対策本部及び災害対策班、他の機関といたしましては、下田消防本部、下田警察署、下田海上保安部、自衛隊及びそれらの各機関の応援部隊を想定してございます。

規模につきましては、あくまでも現在の予想の数字でございますので、参考ということでご理解を願いたいと思います。

消防本部及び消防署員約50名、車両、救急車2台、ポンプ車2台、レスキュー車1台、その他4台。緊急消防隊員については現在未定ということで、数値的には把握できませんです。

次に、下田署関係では、消防署員83名、失礼しました。下田警察署員は83名でございます。続いて、警察車両24台、それと大型バスが1台、応援部隊は未定でございます。

次に、下田海上保安部につきましては、海上保安部員約20名、その他無線設備、発電機等の資機材等でございます。

以上の数字はあくまでも現時点での想定予想でございます。

次に、それらに割り当てられる現施設と割り当て面積の件でございますが、対象となる施設といたしましては、スポーツセンター、敷根プール、敷根グラウンド、敷根駐車場、地域子育て支援センター、高齢者生きがいプラザ等を予定してございます。このまた面積につきましては、拠点についての割り当てにつきましては、今後関係機関と使用施設、活動内容及び活動スペースなどについて打ち合わせを行った上で割り当てを決めていきたいと、このように考えております。

○議長（土屋 忍君） 答弁の途中ですが、ここで休憩をしたいと思います。

10分間休憩します。

午後 2時 4分休憩

---

午後 2時14分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、市民課長の答弁を求めます。

市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） それでは、先ほどの続きを答弁させていただきます。

敷根地区に存する施設における緊急時の使用の大項目の件でございます。不足する事態に至る場合の対策等についてというご質問もございましたので、この件につきましては、先ほど述べさせていただきましたとおり、各関係機関等の活動規模、中身が十分にまだ明確になってございませんので、さらに避難者等の被災状況についての情報も整理しなければなりません。その上で仮にスペースの確保が難しい状況となる場合については、建設を予定しております。認定こども園等も含めて検討してまいります。

次に、高齢者生きがいプラザの環境の変化、これについてのご質問でございますが、防災上の観点からのことでございます。緊急時の使用方法の影響については、空間的には多少圧迫感はあると思います。幅も狭くなりますが、車の出入りが多少困難と思われる以外、その他の使用についての影響はないと思います。高齢者生きがいプラザの運営方法につきましては、災害時においては今のところ災害ボランティア団体の活動拠点施設ということで支援、運営をしていただく予定でございます。

次に、大項目の3点目、自主防災組織及び災害時に必要となる組織と下田市との連携についてでございます。

公助と共助の役割等のご質問でございます。まず、自主防災会の平時における活動等でございます。自主防災組織は大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し、被害を最小限に食いとめるため、日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施など、地震等の被害に対する備えを行い、訓練などを通じ、下田市との協力体制を整えていきます。

次に、下田市の役割でございます。平時、災害発生時の避難場所の策定、備蓄基地の策定とストックの管理、緊急連絡網の策定、企業及び公共機関との災害発生時への対応に係る各種協定の締結、高齢者等への居住の把握、住民への災害時の対応に関する周知活動。

次に、発災時の件でございます。自主防災会につきましては、実際に地震が発生した際には、初期活動、被災者の救出、救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っていると考えております。

次に、下田市の発災時の役割。避難勧告、避難指示の発令、伝達、災害対策本部の設置、避難場所への誘導。

次に、発災後1週間、これは危機管理下のもとでというようなことになろうかと思いますが、自主防災会、災害発生後に実施が必要となる活動内容につきましては、負傷者の応急手当及び軽傷者の救護、避難所等での安否確認を実施する時期であり、状況に応じて水防活動、救出、救護を実施することになると考えております。

下田市の発災後1週間の役割。負傷者などの人命救助、最新の被害状況の把握、必要となる医療物資、救援物資の搬送と配布等でございます。その後の役割といたしましては、これは自主防災会の場合でございます。日がたつにつれまして、避難生活は災害による精神的な不安や日常生活の不便、共同生活により不自由などが暗いイメージとなりがちです。自主防災組織を中心に避難住民がお互いに助け合い、協力をして、秩序ある避難生活が営まれるよ

う、市、災害ボランティアと協力をいたしまして、要援護者にも配慮した避難所運営に努めていくことになろうかと考えております。

次に、自主防災会が担うべく役割の中で、拠出金、いわゆる会計の件について議員お尋ねでございます。平常時においては、現在下田市自主防災活性化補助金として、毎年度各自主防災会に補助金を交付しているところでございます。用途につきましては、資機材整備等の自主防災会ごとに異なる内容でございます。

発災後の復旧に係る災害の事業、いわゆる被災地での救援活動に係る自主防災会のかかわる部分につきましては、当然費用につきましては、公のほうで、市のほうで負担することになろうかと判断しております。このことにつきましては、今月予定しております自主防災連絡協議会の役員会、また7月に行います研修会等も企画しておりますので、そういう中で費用負担あるいは実際の避難救護所での経費等につきましては、改めて意見交換をしてみたいと思います。

次に、下田市が自主防災会連絡協議会とどのようにかかわっていくのか。現在のスタンスということでございます。あるいは今後の計画についてということでございますが、こちらにつきましても、当然ふだんから自主防災会同士が相互に協力し合える体制をつくっていただくことを目的とした自主防災会連絡協議会でございますので、それらを支えられるような事務局の立場として、役員会あるいは総会、研修会に臨んでまいりたいと思います。経費等の面につきましても、今後意見交換の中で意見を尊重していきたいと、このように思っております。

次に、連絡協議会の活動に市が補填する用意があるかということですが、先ほどお答えしたものと同様ということで、具体的には6月25日の役員会あるいは7月13日の研修会で意見を聞いていきたいと、このように望んでおります。

長くなりましたが、以上で市民課のほうの答弁を終わらせていただきます。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） 私のほうは、多少戻りますが、敷根地区に存する施設における緊急時の使用の項目の中の高齢者生きがいプラザの緊急時の使用方法における影響及び平常時の利用についての関係のご質問ということでお答えをさせていただきます。

まず、緊急時の使用方法につきましては、今、市民課長のほうからお答えいただき、高齢者生きがいプラザが災害時には災害ボランティアの使用になる予定だということで、これは地域防災計画上でまた規定されると思いますので、回答は省略をさせていただきます。

また、周辺地域の変化により、高齢者生きがいプラザの影響についてということですが、平時を考えますと、以前は山が迫っており、雑木等の枝が大分茂っておったということで、現在はそれが間知ブロックの擁壁に変わったということですが、大分高い間知ブロックにしても、光とか明るい状況になってきて、施設としては安全上も含めましてよかったかなというふうに私は感じております。

なお、この高齢者の生きがいプラザでございますが、高齢者の生きがいと健康増進及び障害福祉の向上を図るという目的について、特に変わった点はございませんので、運営の基本方針についても変更はしないで、このままの状況で使用させていただきたいと考えております。

なお、先ほどご指摘があったように、利用促進につきましては、現在、約5,800弱の利用を見込んでおります。これはその中で一部利用が大分少ないという部屋がありますので、その辺も含めまして、利用率を少しでも上げるということで、指定管理者であります下田振興公社と話し合いを持ちながら、利用促進が上がるように努力をさせていただきたいと思っております。お答えになっているかどうかわかりませんが、以上で終わらせていただきます。

○議長（土屋 忍君） 答弁漏れはよろしいですか。

○1番（竹内清二君） 緊急時の振興公社等との取り決めについて。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） 答弁漏れということで大変申しわけございません。質問の中でちょっと私どもが聞き落としたのかもしれないので、一応2項目めの敷根に存する施設における緊急時の振興公社と緊急時の取り決めの関係ということで、まず高齢者生きがいプラザのほうから説明をさせていただきます。

まず、下田市高齢者生きがいプラザにおきましては、当然ご承知のとおり、振興公社に指定管理を任せているということでございます。この高齢者生きがいプラザにつきましては、職員が常駐していないということで、スポーツセンターの職員が両方の施設を管理するというふうになってございます。

また、この下田市スポーツセンターと一体で取り組むことになっておるとい部分で、大規模災害時には下田市スポーツセンターと、うちのほうの高齢者生きがいプラザが利用者がいた場合については、施設利用者の状況の確認、また周辺の安全確認を行った上で利用者を避難地、要するにこの場合大体指定避難地である下田中学校のほうに向けて避難誘導をさせていただきまして、その後施設利用者の移動が完了したときには、スポーツセンター、高齢

者生きがいプラザを一体的に下田市のほうに引き継ぐというふうに決めてございます。センター等の職員につきましては、防災関係機関との施設利用の関係がございまして、後方支援に当たるというふうに規定をさせていただいております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 振興公社との緊急時の取り決めについてでございますが、建設課の所管します施設としましては敷根公園がございまして、敷根公園の管理に関しまして、振興公社との間で基本協定を結んでおります。基本協定書の中にあります敷根公園災害対応設備管理運営要領というのがございまして、それに基づき、すべての施設を下田市災害対策本部の管理下に置くこととなっております。また、消防計画におきまして、指定管理者は情報収集、施設の閉鎖、入場者等の避難誘導、火気の取り締まり、負傷者の応急救護等を行うこととなっております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤晴美君） 下田市振興公社との緊急時の取り決めということで、生涯学習課が所管しております下田市民スポーツセンターについて答弁をさせていただきます。

指定管理者に対して、まず指定管理者募集要項、それから指定管理者管理運営の基準ということで、募集時にそういった対応を示しております。内容としましては、募集要項では、下田市民スポーツセンターは下田市地域防災計画の定めるところにより本部を設置する場合、本部室を置くことが想定されています。災害発生時、下田市民スポーツセンターは下田市災害対策本部の管理のもとに機能し、指定管理者による通常の業務を制限することがあります。また、平常時においても、防災設備の維持管理に努めるとともに、緊急救急時対策及び防犯防災対策についてマニュアルを作成し、従事者に指導を行ってくださいという指定をして募集をしております。

そういった中で、指定管理者の管理運営の基準ということで、災害時の利用者の避難誘導、安全確保及び必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること、及び災害時等に市が緊急に防災拠点、避難場所等として本施設を使用する必要があるときは、市の指示により優先して広域応援部隊、避難者等を受け入れることとしております。そういったことに沿いまして、下田市民スポーツセンターの管理に関する基本仮協定及び管理業務に関する仕様書においても同様の定めをしております。それに基づきまして、や

はり消防計画ですとか、避難誘導マニュアルというものが定めてありまして、実際の訓練としましては、原則年2回行っております。1つは、消防署の立ち入り調査があります。そのときに消防とともに消防計画に沿った訓練を実施しております。それから、2つ目としましては、特に3施設、スポーツセンター、生きがいプラザ、それから、もう一つの子育て支援センター、その3つ施設共同で急病人が出た場合の救急対応についての訓練も実施しております。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 1番。

○1番（竹内清二君） ありがとうございます。かなり事細かく協定の、あるいは取り決めのほうがなされているということで、非常に安堵をいたしました。しかしながら、やはり相当幹部の方々あるいは市の中での協定というものが安心につながるという意味では、ここまで行っているんだということをもうちょっと広報が必要なのかなと思います。例えば私も所属しております災害ボランティアコーディネートの会、先ほど市民課長のほうからも答弁ありましたとおり、生きがいプラザを使うという協定をなされているということでお伺いいたしました。

ただし、その方々においても、本当に我々は生きがいプラザを使えるのかどうか。逆に例えば邪魔になってしまう。本来の機能を阻害してまでも我々がそこにいるとするならば、ちょっと我々としても考えなければいけないという意見等々もあります。

そういった意味で、今回そういった整理、各所管庁や下田市の災害時の初動態勢を整えるための整備というものが整っているかどうかという質問をさせていただきました。今のご答弁の中で相当それが進んでいるということであれば、そういった関係所管にはしっかりと伝えるべきであると考えます。

今、ご回答いただいた中で何点かちょっと再質問をさせていただきたいと思います。

まず、今年度防災係のほうで取り組む幾つかの事業の中でデジタル防災無線のお話がありました。ここら辺につきましても当然非常に便利で、かつ高機能なものが入るということでもお伺いいたしておりますが、当然デジタル無線を使うのは下田市だけではございません。先ほど言いました各所管庁やいろいろな団体がこの災害時に一斉にデジタル防災を使うということで、限られたチャンネルの中で混線等々も考えられるケースもございますので、そういった取り組みを今後こういった場所で行われていくのか。その関係所管にしっかりと漏れないような形で調整を行っていくかどうかも含めてお伺いさせていただきます。

続きまして、ハザードマップの作成を行うということでございますが、これにつきまして、誰がその作成に携わっていくのか。どのような声を聞いて、その作成に当たっていくのかをお伺いさせていただきたいと思っております。

先ほど市長からもお話がありました平成26年度の県の総合防災訓練、こちらが我々が目指す防災に関する1つの山でないかなど。目標でないかなど考えておりますが、ある意味こちら辺についてはしっかりと今のうちに、この平成25年度に体制を整えて26年度に行う。実施訓練等々の準備というものが必要になるかなと思うんですけども、どの程度の、もちろんそれは広域な賀茂地区等の中で行うということで、今後も調整等の会議を行うということでお伺いいたしました。市内の団体の方々、自主防も含めて、どのような範囲までこの防災訓練に参加を促進していくのか。自主的な参加というのはなかなかできないと思うんですけども、そういった意味では下田市が参加を促す立場にあらうかなと思うんですけども、どの範囲まで促していくのかお伺いしたいと思います。

敷根の施設についても懇切丁寧なご答弁もいただきましたが、やはりこの部分については、多少やはり不安が残るところでございます。警察、消防、海保、自衛隊ということでのお話が、数字がございましたが、果たして入り切れるのか。あるいは今の施設で十分なのかというものが今の回答の中でも非常に不安を感じざるを得ません。その中、例えば施設の増築という話ではなかなかないと思うんですけども、今の施設の改修あるいは使い勝手のよい、危機時の利用を簡易にさせる取り組みというものを今のうちにやっておくべきではなかろうかなと思っております。例えばこの建物の耐震化というものは十分なのか、あるいは例えばプールで言うとな天井の問題等々もあると思っております。こういった対策というものはしっかりとされているのかというものも、ちょっともしお考えがあるのであれば、お伺いしたいと思います。

生きがいプラザにつきましては、平時のやはり利用促進ということで、非常に苦慮されているなということで、今後も努力いたしますということをお話をいただきました。非常に今回のこども園の併設というものは、この生きがいプラザのある意味新しい利用価値促進の一步になろうかなど。要するに保育園児、幼稚園児と高齢者の方々とのかけ橋に非常になろうかなと思うんですね。今回造成の計画の図面を見ると、やはり道路の接道であったりと、高齢者生きがいプラザのある程度近くを歩いていくという、非常に高齢者生きがいプラザ自体の利便性が上がる可能性もありますので、これは要望という形なんですけれども、教育委員会さんとうまく連携をとりまして、高齢者生きがいプラザの今後の利活用というものを、

もちろんそれは今指定管理者であります振興公社の皆様とともにしっかりと利用方法の可能性というものを探っていただきたいなと思っております。

あと1点だけごめんなさい、私聞き漏れがありまして、公助と共助の時系列ごとの役割について1週間後の自主防の動きについて、役割について、もう一度すみません、再答弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 市民課長。

○市民課長（土屋範夫君） デジタル無線の関係でございます。予定しております配備計画でございますけれども、全体では69基整備する予定で進めております。市役所のほうには統制台副を置きまして、敷根プールのほうに正の統制台を置きまして、それぞれスポーツセンターから各市の施設、それから外の広域避難所あるいは小中学校、広域避難所あるいは避難所に指定している施設の基幹集落センター、あずさ山の家、下田メディカルセンターの救護院等にも配備を予定しております。機種につきましては、半固定型あるいは車載型、携帯型ということで、失礼しました、携帯型を69基、車載型を12基、半固定を7基、統制台が2基と、こういうようなことで配備をする予定でございます。

それで、これらの使い、あるいは使いのルールにつきましては、今後関係機関とも特に外部から来る機関の方たちとは打ち合わせをしなければならないと思っております。

それから、ハザードマップにつきましては、どのような雇用ということで、一応自主防災会、当然一番地域に精通してございますので、自主防災会のほうにも声を聞きながら、作成を進めたいと、このように考えております。

それから、26年度の訓練のお話でございますが、訓練のテーマのベースにも自助、共助、議員ご指摘の部分もテーマに入れてございますので、今後また地元の自主防災会の方あるいは最寄りの浸水域等の特に影響のあるようなところにつきましては、場合によっては途中からまた会議のほうにも参画してもらうこともあり得ると思えます。

それから、サンワークを中心とする敷根公園の本部機能の関係の面積の問題あるいは耐震の問題等のご質問もございましたが、サンワーク本体のほうは耐震構造でございまして、主要な部分はすべて鉄筋コンクリートということで承知しておりますので、安全上は問題ないという認識でおります。今後入る舞台等の関係で増改築の一部リフォームのお話もございましたが、それについては今の時点では検討してございませんので、今後またお話の中で問題があれば検討してまいりたいと、このように考えております。

プールの耐震の問題等もご指摘でございましたが、私、昨年度建設課のほうでプールの耐震の天井にかかわっておりますので、天井の件につきましては、耐震の工事は完了しているというご認識をいただきたいと思えます。

それから、共助の関係の1週間後のタイムスケジュールの件でございます。自主防災会の発災後1週間ということで、これは危機管理下の想定でございます。災害発生後に実施が必要となる活動内容につきましては、負傷者の応急手当及び軽傷者の救護、避難所等での安否確認を実施する時期であり、状況に応じまして水防活動、救出、救護を実施する場合もあるかと考えております。

なお、ちょっと答弁の補足をさせていただきますが、行政無線の周波数の関係は、周波数に割り当てが決められておまして、あくまでも警察、それから消防無線と混乱のない他の市町村との相互交信ができる周波帯のものを備えるということでございます。補足をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） 高齢者生きがいプラザの耐震関係ですが、建築年次からすれば耐震のほうは大丈夫です。ただ、ガラス面が多いということで、利用者については利用の際に注意を促しながら利用していただきたいと考えております。

また、要望ということでご提案いただいた件につきましては、教育委員会と話しながら、新しい利用形態ができるかどうか、また検討させていただければと思っております。

○議長（土屋 忍君） 1番。

○1番（竹内清二君） ありがとうございます。先ほどデジタル無線の周波数、チャンネルの関係なんですけれども、行政の中でのそういった取り決めはもちろんあるということは認識しておりますが、やはり発災時といいますか、緊急時に使うのは行政だけではもちろんございません。例えば共助の部分で言えば、自主防災さんでデジタル無線も使おうと準備している自主防災さんなんかもあるんですね。そういった形で混線等々がないような形をとらなければいけないということを考えると、ある程度考えられる各区の公官庁や行政側でない方々にも例えばアマチュア無線の会であったり、そういった方々への呼びかけと、あと取り決めというものが必要ではなからうかなと考えますので、ぜひその部分は要望という形で実施して、緊急時に備えていただきたいなと思えます。

自主防災会がハザードマップの作成に入れるということは、本当にこれはありがたい話だ

と思います。各自主防災さんでなければ知らない危険というものも多く存在しているのかなと思いますので、ぜひともこの自主防災会さんの声というものを反映した危機管理マップというものをつくっていただきたい。本当にありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

平成26年の訓練が自助、共助がテーマということでございます。ただし、やはり自助、共助の部分掘り起こすという作業は今後なかなか大変なのかなと思いますし、土屋市民課長が今後大変な思いをされるというものも、ご足労いただくというものもあわせて、適切な呼びかけ、26年に向かって皆さん一丸となっていくぞという広報あるいは呼びかけというものを促進していただきたいなと考えます。

あと、自主防災さんが1週間でやる作業ということで、相当やはりきついものがあるのかなというのは実際のところ、やはり自主防災会さんも被災の方という形の中で、率先してここまでの安否確認や水防活動、救護活動という、あるいは命にかかわる作業というものを行うには、今の時点での相当な覚悟というものを植えつけないければ、誰もやらなくなってしまうのかなと。誰もやらなくなった場合には、その部分を自主防でなく市役所の機能の中に植えつけないければいけないのかなと。ただし、3.11の現状を見ますところ、市役所の職員の皆様のご公務というものは大変なものになるということを承知しております。今の時点で自主防災会さんのお力というものをどんどん伸ばさなければいけない。そういった意味では連絡協議会を通した形での育成あるいは先ほど言いました、学校教育における自主防のかかわり合いを持って、子供たちに自主防が教えるということは、すなわち子供たちに対して我々はこういうことをやるんだということを自主防の方々が約束をすると、かなり自分自身の教育にもつながっていく機会になろうかなと思いますので、ぜひともその部分も促進していただきたいなと思います。再質問ではございません。すべて要望ということでお話しさせていただきました。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（土屋 忍君） これをもって1番 竹内清二君の一般質問を終わります。

次は、質問順位4番。1、下田メディカルセンターの充実について。2、「いじめ」のない学校と社会を目指して。3、認定こども園運営計画の問題点について。4、弥治川町御獅子神社移転について。

以上4件について、7番 沢登英信君。

7番。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） それでは、日本共産党の沢登英信でございます。

議長の紹介順に趣旨質問を述べさせていただきたいと思えます。

まず、下田メディカルセンターの充実についてであります。下田賀茂地域の中核病院であるべき下田メディカルセンターの課題について、市長としてどのようにお考えになられておるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

市長は、平成24年9月議会に私の質問に次のようにお答えになっております。その歴史、経緯から見ますと、国立湊病院、共立湊病院移転新築に伴いまして、下田メディカルセンターとなったわけでありますから、1市5町の公立病院として、地域医療の中核病院として地域内外の各医療機関との連携によりまして、住民の方々に安心安定の医療環境を提供する病院として、その役割を担うものと考えております。救急医療におきましても、1次救急、2次救急、その賀茂地区の中心的役割を担っております。小児救急においても月3回実施しております。こう答弁をいただいたわけです。この答弁には到底これをよしとすることができません。小児救急を月3回やるとはどういうことを意味しているんですか。全く救急医療に対応していないということをご自身述べていることではないかと思うわけであります。1次救急、2次救急についても1年中、そして24時間その対応ができていないのか、全くできていないのではないかと思うわけであります。先日も脳梗塞の軽い症状だからと診察だけで病院から帰されてしまった、こういう患者の方がおりました。他の病院に回されたとか、その患者さんやその家族の方々から不安の声が聞かれているわけであります。

そこで、具体的にお尋ねしたいと思います。一般病床150床はいつから稼働されることになるのでしょうか。1年経過しましても現在100床、感染症4床を含めまして月平均の入院患者は60人程度ではないかと思うわけであります。医師、看護師の確保ができていないからであります。この確保はどのようにされるのでしょうか。

次に、地域医療施設との協力、改善すべき点が多くあると思うわけであります。下田、賀茂地区の病院あるいは診療所、クリニックとの連携、賀茂医師会との協力や薬剤処方につきましても院内処方から院外処方へ、下田、賀茂地区の薬剤師会の皆さんが要望している、この体制にやがて応えるような努力を市長としてしていただきたいと思うわけであります。

さらに入院患者の皆さんに聞きますと、入院セットレンタルと、こういう仕組みになっている。当院下田メディカルセンターは感染防止を衛生管理の徹底のため、入院セットの利用をお願いをしております。寝巻、タオル類、日用品は1日500円ですが、これにおむつ類が

加わりますと1日1,300円払ってください、こう言っているわけであります。1カ月入院いたしますと医療費のほかにこの日用品の経費だけで3万9,000円もかかるわけであります。かつての共立湊病院では、ご家庭の皆さんが市内で買い求めて病院に持ち込むことができた。この業者のセットを借りなければならないという仕組みになっているわけであります。しかもこの業者は横浜の業者であります。市内経済の活性化に何ら寄与をしていない、こう言わざるを得ないと思うわけであります。このような運営の改善を市長として求めていただきたい、こう思うわけでありますが、これらの点をどのように認識されているのかお尋ねをしたいと思うわけであります。

次に、新病院指定管理者の指定条件違反及び下田メディカルセンターの管理に関する基本協定違反への対応についてお尋ねをしたいと思うわけであります。

この申請あるいは協定の中には下田メディカルセンターと医師については、内科、外科、小児科で常勤医師10人以上の確保をするということになっております。確保されておられません。また、看護体制につきましても、10対1の看護基準を充足するとしております。一般病床150床の病院を運営する契約をしていると思うわけでありますが、その実現をどのように求め、実現の見込みがないときはどのような決定をしていくのかお尋ねをしたいと思うわけであります。1床当たり約60万円の交付金を国から受けて運営をしまっていると思いません。これが150床ですから、現在9,000万円が交付されていると思われませんが、100床であれば、これが軽減されると。6,000万円しか国から交付は来ない。あるいは60床しか運営されてなければ、その金額しか来ないということにやがてなっていくのではないかと心配しているところであります。こうなりますと、経営上も財政上も赤字の増大で下田メディカルセンターは立ち行かなくなるということが明らかであろうかと思うわけであります。このような心配が本当はないのかどうなのか、市長にお尋ねをしたいと思うわけであります。

次に、一部事務組合下田メディカルセンター及び医療法人社団静岡メディカルアライアンスに対します財政チェックについてお尋ねをしたいと思うわけであります。

市長はその権限と責務をあわせお持ちになっていると思うわけであります。平成23年度、このときには2,000万円の医師確保費、そして6,000万円の病院開設のための準備費用、さらに3億4,500万円からの赤字補填を病院組合はSMAにしているわけであります。今年度といたしますか、平成24年度はこの赤字補填をしないということですから、この赤字は静岡メディカルアライアンス、SMAが自分で負担をするということになるかと思うわけでありますが、幾らの赤字を平成24年度はSMAは出しているのか。そしてまた組合からの交付金が

適正に使われているのかどうかきっちりとチェックをし、報告する義務があるかと思うわけであります。この点について明らかにしていただきたいと思います。

さらに湊病院跡地のこの利用は、1市5町住民の意向に沿った利用が必要と考えます。現状はどうなっているのか。かつては開発業者にこの土地を貸し付けて、貸付料を確保するんだ、こういうような動きもあったわけでありますが、このようなことでは私はいけないのではないかと思うわけであります。

次に、「いじめ」のない学校と社会を目指して、教育委員会及び教育長にお尋ねをしたいと思います。下田市のいじめの現状についてまずお尋ねをいたします。

平成24年9月の小泉議員への質問に対しまして、平成18年度にいじめの定義が変更されてから、最も多かったのは平成20年、小学校103件、中学校20件、合計123件だ。それ以降は減少傾向にある。平成23年度、小学校で27件、また中学校で12件、39件に減った。こういう答弁をされているわけでありますが、平成24年度はどうなったのか。これらの現状をどう捉え、どういう努力をされてまいったのかお尋ねをしたいと思うわけであります。

次に、いじめ問題に関します現在法制化が議論をされております。国会におきまして、いじめ問題にかかわる法制化についての各党協議が進められていると報道されているところがあります。自民・公明案と民主・生活・社民、この3党案が今新聞紙上でも話題をにぎわしているところであろうと思います。この案には私大変多くの疑問がある。次のイからホに多くの疑問がまとめれると考えております。教育長の所見をお伺いをいたしたいと思います。

イとしまして、法律で子供に命令し、義務を課す問題でございます。いじめは子供の成長途上で誰でも生じ得るものではないでしょうか。第一義的に教育の営みとして解決することが基本だと考えます。子供を服従させるような命令をすべきではないと私は考えるわけですが、これについてのご意見を伺いたい。

ロとしまして、道徳教育の押しつけがあってはいけないと思うわけであります。

道徳教育をいじめ対策の重要な柱とし、道徳心をいじめ対策の基本理念としようとしているわけであります。教員、子供、保護者等が自主的、自発的に進めてこそ実を結ぶもので、法令で上から押しつけるような道徳教育というのはまさに逆効果ではないかと思うわけであります。

いじめ自殺事件が社会問題となりました滋賀県大津市立中学校は、市内唯一の国の道徳教育推進指定校でありました。同市の第三者調査委員会は道徳教育の限界を指摘し、むしろ学校現場で教員が一丸となったさまざまな創造的な実践こそ必要と報告しているところござ

います。

ハとしまして、いじめる子供に対します厳罰主義の問題であります。

いじめる子供に対する懲戒を強調し、出席停止を乱発するような心配がないのでしょうか。いじめに走った事情を聞き取り、やめさせ、子供自身が人間的に立ち直り、成長していく。愛情を持って教育者として支えていく。こういう姿勢こそが求められているのではないかと思うわけであります。

ニとしまして、真相を知る権利が曖昧にされている問題であります。

いじめ事件の隠蔽は国民の怒りの的であります。被害者遺族等の真相を知る権利を法的に明確にすることが急がれていると思います。

ホとしまして、家庭への義務づけの問題。

保護者に規範意識を養うための指導を義務づけているわけであります。家庭教育は自主的に行うもので、法律で命じる、あるいは強制するというようなことは問題であります。今日の競争と管理教育がいじめ社会と言うべき傾向を強めているのではないかと思うわけあります。これらは私の見解であります、教育長の所見をそれぞれいただきたい。

次に、いじめのこの解決に取り組むための条件整備こそ今緊急に求められていると思うわけあります。いじめはまさに暴力であり、人権侵害であります。子供はいじめられず、安全に生きる権利を持っているということであります。教育の自主性を大切にして、子供の命を最優先でいじめに機敏に集団的に対応する学校の責務が今日求められていると思います。

そこで、まず教員の今日の多忙化の解消ということが必要であろうと思うわけあります。35人学級の完成が全国的にも言われておりますが、下田市の現状はどうなっているのでしょうか。また、養護教員やカウンセラーの増員、この議会でも他の議員からも要望があったところかと思えます。

次に、いじめ問題に対する研修であります。さらに通学路の安全性と今日ボランティアによります通学時の声かけ等も下田市で行われておりますが、このような点を含めました学校への支援体制の強化こそ必要と私は考えます。現状はどのようになっているのか、教育長の所見を再度お尋ねをしたいと思うところあります。

次に、認定こども園運営計画の問題点につきまして質問をさせていただきます。

まず、認定こども園とはいかなるものであるのかお尋ねをしたいと思えます。その説明書を見ますと、幼稚園と保育所を合築することにより、その両者が一体となった運営を行います。具体的には保育に欠ける0歳から5歳を保育所、保育に欠けない3歳から5歳を幼稚園

で受け入れ、3歳から5歳児について合同クラスによる合同保育を行いますと記載がされており、これが短時間児童預かり保育、14時から17時と言葉が変わってきているわけであり、この概念、言葉の変化がどのようにつながっているのか。幼稚園型が短時間児と読みかえろと、こういうような意味合いであろうかと思いますが、ここにどのような概念が存在するのか。そしてこの特徴は合同保育という表現にあると思うわけであり、3歳から5歳児にその特徴があると思われ、1日4時間を目安とする合同保育とはどのような目的で、どのように実施がされるのかお尋ねをしたいと思うわけであり、3歳児から5歳児まで2クラスがそれぞれ建設されることになっております。2部屋でまさにこの合同保育が行われるのか、それとも1部屋で合同保育が行われるのでしょうか。長時間児と短時間児の合同クラスを編成するとはどういうことを意味しているのか具体的な説明をしていただきたい。

さらに稲梓幼稚園の父兄の皆さんは、その保護者が評価してまいりましたのは、子育てのお母さん、それにかかわる先生方、毎日の子供の引き渡しで日々子供の様子の伝達がされる。ここに稲梓幼稚園しかないすばらしさがあるんだと、こう言われていたと思うんですが、このようなすばらしさがこの認定こども園でどのように保証がされているのかお尋ねをしたいと思うわけであり、

次に、授業料は短時間児に、保育料は長時間児に適用されるとしておりますが、預かり保育料はどのように決められているのか、どう考えていただけるのかお尋ねをしたいと思っております。

それから、次に、給食事業につきまして、0歳の離乳食から3、4歳あるいは5歳の給食まで長時間児あるいは短時間児まで賄うのでしょうか。また、今話題になっておりますアレルギー食を嫌う子供への対応、こういうものがこの給食事業の中で対応いただけるようになっているのかお尋ねしたいと思うわけであり、

短時間児のみ月額4,100円を基準に検討していくと、こういうぐあいに読み取れるわけですが、まさにこれらの4,100円は私は軽減すべきものだと。子育て支援の意味からは無料にすべきではないか。その検討を求めたいと考えているものであります。そしてこの給食に絡みまして、下田幼稚園への給食はどのようになされるのか。下田幼稚園には給食室がございませんので、配送をするということにならざるを得ないと思うわけであり、あるいは父兄に、子供に持ってきなさいと、こういうことなるのか、その点についてお尋ねします。

次に、最大の問題とも言えます、この通園方法についてお尋ねをしたいと思っております。

保護者により送迎と通園バスによる通園と2つのパターンを想定していると言われて

おりますが、通園バスとは民間保育所で既にやられているような通園バスを考えているのか。あるいはそれとも既存のバス会社のバスの利用を考えているのか。そうとれるような運行表になっているわけでありませう。説明を求めたいと思ひます。

0歳から2歳、3歳から5歳など、まさに子供たちは母親と別れるとき泣き出すようなこともあろうかと思ひわけでありませう。そのような対応が当然必要かと思ひませうが、認定こども園にすべての子供を集めるということによりまして、このような問題に対する対応が早急に当然求められると思ひわけでありませう。保育者、保護者の同乗というのがどういふぐあいになってまいるのか。さらに当然子供向けの小さな椅子が必要になる。一般の大人の椅子でいいわけがない。安全のベルトも必要だ。こういうことにシートベルトも必要になってこよふかと思ひわけでありませう。このような対策はどのように検討されているのかお尋ねをしたいと思います。

運行ルートはAコース、Bコースに分かれまして、稲梓・朝日地区、あるいは白浜・須崎コースというぐあいになっておりまして、一例を紹介しますと、Aコース、8時10分稲梓、8時35分認定こども園、8時45分吉佐美、8時50分認定こども園、このような記載になっておりますが、この記載を見ただけでは意味不明でありませう。どう理解していいのか全くわからない。ぜひ通園時、降園時のこの説明を当局に求めたいと思ひわけでありませう。

そして利用料金1人につき月額3,000円、割引制度については検討中、兄弟割引、片道割引等を検討するんだと、こう記載がされているわけでありませうが、まさにこの通園の困難さは認定こども園に合併したことによって、行政の都合によってこのような事態になったと、こう言っても言い過ぎではないと思ひわけでありませう。そういう観点からすれば、当然無料にすべきだと、こういう見解が出てこよふかと思ひませうが、なぜこのような見解が当然のものとして検討されてこないのか。当局への不信が募らざるを得ないと思ひわけでありませうが、このあたりも事情をはっきりさせていただきたいと思ひわけでありませう。

さらに保育内容を初め、通園バス等のサービス、既存園との調整は当然検討されていよふかと思ひませうが、どのように検討されているのかお尋ねをしたいと思います。

さらにこの認定こども園、子育て・子ども支援法に基づく内容を含んでいよふかと思ひませうから、当然支援センター機能を持っていなければならぬ。ところが、支援センターは隣に子育て支援センターがあるから、これで間に合わせるんだ、このように理解ができるわけでありませうが、こんな理解をしているのかと。子育て支援センターの充実が認定こども園の課題の1つでもあろうと思ひませうが、その点はどのようにお考えになっているのかお尋ねを

したいと思います。

さらに跡地利用についてであります。吉佐美幼稚園や柿崎保育所、それぞれの廃止する大賀茂保育所も含めまして、跡地の利用をどのように検討をされているのかあわせてお尋ねをしたいと思います。

最後に、弥治川御獅子神社移転についてお尋ねをしてみたいと思います。

御獅子神社は県道下田港横枕線沿いにあります県の今日修景事業幅員10メートルの拡幅事業のために、ご神体を八幡神社にお預けし、移転補償費県費458万円を受領し、お社再建の基金とすることが最良と判断がされたと、このように弥治川区で決められたそうです。このことが6月16日付の伊豆新聞で大きく報道をされております。5月27日付の弥治川区長及び役員一同の御獅子神社の移転についての報告を読ませていただきますと、「御獅子神社の移転について」を携え、文書であらわし切れなかったことを各戸を訪問して、区内71世帯中63世帯より先ほど申し上げました案で賛同いただいたと、署名をいただいたと。社も今日棟も傾いて、台風に耐えられないような状態で、再建するにはこの弥治川町も大変過疎の町になって、その財源が困難である。こういう実情の中でいたし方ないと賛同の署名が区民の過半数を得てあるので、県と交渉をして458万円の移転費を受領をしていきたいと。しかし、1割を超える方から賛同をいただけなかったこと、御獅子さんを八幡神社に預けるのは仮の姿であると肝に銘じ、一日も早くお社再建に尽力いたしますので、皆様のご理解とご支援、ご協力をお願いいたしまして、今回の御獅子神社の移転についての報告といたします。

区長さんの努力と切なさというのはこの文書からも伝わってこようかと思うわけでありませう。弥治川町から出たくはなかったけれども、移転する土地がなく、仕方がない。戻れるようになったら町内に戻りたいんだと。この意見は率直に話されているだけに、誰しもが納得するところだろうと思うわけでありませう。私も区長さんのこの思いは区民の思いであると心から支持をしたいと思うものでありませう。

そこで、区民の管理する御獅子神社とはいえ、行政の都市計画のこの道路で移転がさせられる、こういうことになっているわけでありませう。市民の信仰の対象で行政はかかわるべきではないというようなご意見もあろうかと思いますが、観光的にも風情の一端を担っており、6月の御獅子神社のお祭りは地域の結束の行事、まさに下田の生きた慣例文化であると、こう言えるのではないかと思うわけでありませう。少なくとも公有地を検討し、土地の確保を支援をする、このような姿勢が当局に求められているのではないかと思うわけでありませう。

また、御獅子神社には、神社と一体となりました観光案内板があそこにはついております。

弥治川町の由来がそこには記されているわけであります。これらの案内看板をどうするのか、こう思うわけであります。まさに歩道の中にそういう跡地であったことを明らかにする。あるいは鳥居があり、手を洗う手水石があり、灯籠がある。これらのものがそこに神社があったことを明らかにするようなもので、歩道のあるいはこの修景事業の一部として道路の脇にあるいは歩道の脇にこれらのものが残されている。そういう最低の工夫をすべきではないかと思うわけであります。そして皆さん、マイマイ通りをかくしてまいりましたときにも、市民文化会館のお稲荷さん、あるいは新田の神明宮、あるいは……

○議長（土屋 忍君） 1分前です。

○7番（沢登英信君） 天満宮のお社があるわけであります。まさに下田のまちにはそれぞれの通りごとにお祈りの場がある。小さな森がある。神社がある。お稲荷さんがある。こういうまちなみであろうと思うわけであります。これらのものが今日破壊されようとしている。なくなろうとしている。それは時代の趨勢でいたし方ないという点もあろうかと思いますが、市としてやはり下田市景観まちづくり条例という条例をつくって、この通りはこの条例の重点地区と定められているわけです。保存するための重点通りである。そういうことから考えましても、この保存についての検討を市としてもなさって、弥治川区の皆さんの応援をすべきではないか。私は知らんよというような姿勢では余りにも問題ではないかと、こう思うわけであります。

そして、なおつけ加えますと、この御獅子は下田祭りの……

○議長（土屋 忍君） 時間です。

○7番（沢登英信君） 以上で趣旨説明を終わらせていただきます。

○議長（土屋 忍君） 質問者にお伺いします。

質問の途中ですが、ここで休憩したいと思います、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ここで10分間休憩します。

午後 3時24分休憩

---

午後 3時34分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（楠山俊介君） では、沢登議員のご質問にお答えをいたします。

まず、下田メディカルセンターの充実についてお答えをいたします。

しかし、この場におきまして病院組合管理者としての立場で答えるものではありませんので、お答えできないこともありますので、ご承知いただきたいというふうに思います。

まず、下田メディカルセンターの課題についてであります。一般病床150床、感染病床4床の稼働について、いつ実施できるかのご質問でございますが、2月の病院組合議会におきまして質問をいただきまして、10月をめどに静岡メディカルアライアンスと協議を進めているとお答えをいたしました。この内容は報道もされておりますし、現在その方針に変更はありません。全床稼働を構成市町の首長としても望むところではあります。そのための医療スタッフ充実、特に看護師の確保はどこの医療施設でもご苦労されている課題でありますので、構成市町としましてもできる限りの協力をしていきたいと考えております。

医師、看護師の確保につきましては、先ほど述べましたように、全国的にどこの医療機関も容易でない課題となっております。その中で下田メディカルセンターでは何とか確保され、運営されております。いただいている数字からしますと、平成25年6月1日現在で、医師32名のうち常勤医師が10名となっておりますし、看護師につきましては、68名のうち常勤看護師が51名でありまして、看護基準等10対1を満たしております。この辺のところはご理解いただきたいというふうに思います。そういう中で十分というわけでもありませんので、順次整備されるよう期待をしているところであります。また、そのために構成市町一丸となりまして、できる限りの支援、協力をしていくべきというふうに思います。

地域医療施設等の協力につきましては、現在におきましては、この医療体制を構築するに当たって、地域内あるいは地域外の医療機関とも強く、広く、細やかな連携、ネットワークによって医療活動が行われなければならない環境にあります。当然下田メディカルセンターにおきましても十分な連携がなされていると考えますし、今後より充実していくものと期待しております。

医療分業あるいは入院セットレンタル等に関しましては、指定管理者の決定事項でありますので、私が答えるものではありませんので、控えさせていただきます。

新病院指定管理者の指定条件違反及び下田メディカルセンターの管理に関する基本協定違反の対応についてであります。協定違反なしとの報告をいただいております。これ以上は病院組合議会の案件として処理いただきたいと考えます。

次に、一部事務組合下田メディカルセンター及び医療法人社団静岡メディカルアライアンスに対する財政チェックについてであります。構成市町といたしましては、健全経営、継続経営を望み、協力体制を保持していくべきと考えますが、それ以上につきましては、病院組合議会の案件として処理いただきたいと考えます。

また、湊病院跡地利用につきましては、現状進展がない状況であります。これも病院組合議会の案件でありますので、そちらで処理をお願いしたいと思います。

続きまして、「いじめ」のない学校と社会を目指してのご質問に対しましては、教育長より後ほどお答えをさせていただきます。

続きまして、認定こども園運営計画の問題点についてのご質問にお答えをいたします。

認定こども園は平成26年4月開園を目指しまして工事が進められております。同時に運営計画説明会や意見聴取を行っております。新体制、新システムですので、利用者の方々には戸惑いもあるかと思いますが、英知を結集いたしまして、子供たちや保護者の皆様に有意義で楽しい保育、教育、子育ての環境を整備していきたいと考えております。

ご指摘いただきました案件につきましては、教育長、担当課よりお答えをさせていただきます。

続きまして、弥治川町御獅子神社移転についてお答えをいたします。

下田港線拡幅工事計画によりまして、苦渋の選択として移転を決定されたと思います。その決定には区長さん初め、区役員の皆様、区民の皆様の真摯な論議、熟慮があったと推察いたします。市当局はその決定に異論を唱えるものではありません。決定を尊重したいと考えております。今後、弥治川地区の伝統文化を重んじた住みよいまちづくりが展開されるに当たりまして、市として支援すべき事項が発生いたしましたら、その折にはしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

詳細につきましては担当課よりお答えをいたします。

以上であります。

○議長（土屋 忍君） 教育長。

○教育長（野田光男君） それでは、私からは大きな2点目にござました「いじめ」のない学校と社会を目指して、このことについてお答えをしたいと思います。

最初に、下田市のいじめの状況でございますけれども、平成24年度は小学校で21件、中学校で38件、合計59件の認知件数、これが報告をされました。これは深刻なものというのではなくて、認知件数ということで報告が上がってきたものでございます。中学校は増加をし

ましたけれども、そのほとんどが冷やかし、からかい、悪口等、嫌なことを言われる、こういう内容でございました。状況が心配にはなりますけれども、幸いにも深刻なものではなくて、新年度を迎える時点では、小中学校すべてにおきましてこの問題が解消している、こういう状況でございます。

今年度に入りましては、4月、5月の2カ月間の報告でございますけれども、小学校で2件、中学校で同じく2件の報告が上がってきております。しかしながら、この合計4件につきましても、5月末には解消していると、こういうことでございます。各学校にはいじめ防止につながる生徒指導の基本としまして、授業がわかり、学校生活が楽しく充実している、このように感じることでできる学校づくりを各学校をお願いしております。

また、いじめの問題は子供たちとともに互いに認め合える、そのような学級、それから学校づくり、これをしていく中でなくしていくことが何より大切であると、このように基本的には考えております。特に各学校には児童会、生徒会活動をより充実させて、そして自分たちの学校は自分たちの手でつくっていかうという、この思い、機運をつくっていくことが特に大事と考えて、このようにお願いをしているところでございます。

なお、問題が起きてしまったときの対応につきましては、従前どおり基本的には隠すな、逃げるな、そしてうそをつくな、こういうことを基本としまして、正確な事実確認と誠意ある適切な初期対応、学校と教育委員会との「ハウレンソウ」、これを密に行いながら適切に対応してまいりたい、このように思っているところでございます。

次に、いじめの問題に関する法制化についてのご質問でございますけれども、まずは子供、家庭への義務化、道徳教育の強化、厳罰化等につきましては、以前からお話をさせていただいておりますけれども、生徒指導の観点から考えますと、このような取り締まろうという姿勢、これを基本とする指導ではなかなかいじめをなくすことは難しいのではないかと、このように思っております。

したがって、法律や条例に頼ったり、あるいは縛られたりすることではなくて、子供と教師、子供と子供、そして学校と家庭、地域との信頼関係、これを築く中でいじめをなくしていけるように、これからも地道な努力を積み重ねていきたいと、このように思っております。

また、真相を知る権利につきましては、子供の人権、子供の将来に影響することが心配される場合は、私は教育的な配慮、これは必要であろうと、このように思っております。

私たちは子供が未来を切り開き、心豊かで幸せな人生を送ることができるように、そのた

めにこれからも生きる力をしっかりつけていきたいと頑張っていく所存でございます。一つ一つのご質問の項目にはお答えできませんでしたが、以上のような考え方を持っております。

続きまして、いじめの解決に取り組むための条件整備、これについてのご質問でございますが、5点につきまして、これについては状況をお答えをしたいと思います。

まず、教員の多忙化の解消についてでございますけれども、教員の職務はここまで終われば終了と、こういうような仕事ではございません。日々授業のための教材研究あるいは準備、指導記録の作成、学籍、統計、お便りの作成、集金、会計処理あるいは学校内外の行事計画の作成と準備、加えまして中学校では放課後の部活動、これは休日にも行われる大会へも対応しなければなりません。また、練習試合もございます。そのほか生徒指導の対応、挙げれば本当に切りがないほど仕事は多岐にわたっていると。まずはこの点をご理解をいただきたいと思っております。

加えまして、小学校では平成22年度から、それから中学校では平成24年度から新学習指導要領の改訂によりまして、指導内容、それから授業時数が大幅に増えました。そういう意味では今まで以上に子供も教師も多忙な日々を送っていると、こういう状況でございます。私たちがそういう中で行事や指導内容の精選にも取り組んでおりますけれども、今まで以上の職務の増加に應えるため、私たちは県・国に対しまして定数増あるいは教員の加配増、これをお願いをしているところでございます。

次の35人学級の実現についてでございますけれども、静岡県では静岡式35人学級の導入によって、小中学校のすべてで35人学級が完了したとしておりますけれども、実際には1学級25人を下回らない、こういう条件がございまして、例えば38人の学年は2クラスに分けますと1クラス19人となり、25人を下回ってしまうわけですね。したがって、このような状況のときには38人のままである。こういう静岡式35人学級の制度でございます。したがって、1学年105人を超えていないと実際には静岡式も対象にはならないと、こういう状況です。賀茂地区では静岡式35人学級による恩恵はそういう制約もございまして、なかなか受けられないという状況がございまして。

なお、少人数学級がよいということに関しましては、私たちは1人でも2人でも少なければ少ないほどいいんだと、このように考えてはおりません。ある程度の学習集団でないと選択の幅が狭まったり、あるいは育たない力も多く、学校関係者あるいは保護者の皆さんを初めとしまして、多くの方がそのように考えていると、このように思っております。

続きまして、養護教諭、カウンセラーにつきましては、養護教諭はすべての小中学校に配置をされていまして、けがをしたときの対応に加えて、健康保健指導あるいは最近では悩み相談、これも大変多くなっておりまして、幅広く生徒指導にかかわる仕事をいただいております。スクールカウンセラーにつきましては、市内各中学校区に各1人配置をされていまして、全学校を巡回して指導、相談に当たっております。当初は相談に遠慮がちであった児童生徒ですけれども、今ではスクールカウンセラーの配置も定着をしまして、大きな成果を上げていると、このように報告を受けています。そのほか下田市では臨床心理士の先生をお願いしまして、巡回相談も行われておりまして、専門的な指導もおかげさまでいただけると、このような状況になっております。

続いて、いじめ問題の研修についてでございますけれども、研修の主なものは、市内各小中学校の生徒指導担当の教員が年5回生徒指導研修会、これを開催しております。この会ではいじめに限らず、児童生徒の学校生活におけるさまざまな問題を取り上げて、その対応について事例をもとに研修をしております。その内容を各学校の職員会議あるいは職員研修の場で提示し、研修を深めている。こういう状況でございます。そのほかには県教委主催の生徒指導担当連絡会議、こういうものが年3回開催をされていまして、特に生徒指導上問題になる、そういうことへの対応についての研修が主に行われていると、このように伺っています。

それから、最後、通学路の安全確保とボランティアによる声かけについてでございますけれども、通学路の安全確保につきましては、各学校とも集団下校時や校外学習への引率の折に、必要な箇所があれば報告をいただいております。また、地域の皆様からご要望があった場合には、できるだけの対応をさせていただきます。

なお、ボランティアによる声かけでございますけれども、ご承知のように、目立った取り組みとしましては、下田小学校区の見守り隊のボランティアあるいは岩下地区の皆さんによる下田中学校の生徒の下校時の見守り、これを本当によくやっております。そのほか青少年の健全育成会あるいはそれぞれのPTAにおきまして挨拶運動、これもいただいている状況でございます。おかげさまで子供たちも大きな事故もなく、心より感謝を申し上げていると、こういう状況でございます。

なお、大きな3点目の認定こども園の運営計画に関するご質問でございますけれども、これに関しましては学校教育課長のほうから答弁をさせていただきたい、このように思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

---

### ◎会議時間の延長

○議長（土屋 忍君） ここで会議時間を延長いたします。

---

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、私のほうから認定こども園運営計画についてご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、今回この平成26年4月に開設を予定しております認定こども園でございますが、こちらは幼保連携型の認定こども園ということでございまして、あくまでも現行の認可保育所、それから認可幼稚園の合築を行うものでございます。まず、保育所要件で入所する児童につきましては保育園児ということで、長時間児。それから、幼稚園要件で入園する児童につきましては、幼稚園児は短時間児ということで区分してございます。

ご質問にございました短時間児の預かり保育につきましては、現在も幼稚園で実施しております保育時間が終了してからの預かり保育ということでございまして、通常9時から2時までの保育時間でございますが、その後、保護者の例えば通院でありますとか、検診でありますとか、冠婚葬祭、それから学校行事、そういった社会的な理由によりまして、子供を預かってほしいといった場合、適用されるサービスということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、合同保育でございます。こちらにつきましては、こども園の特徴となる事業でございます。これは保育園、幼稚園入所の要件や施設にかかわらずに、共通の就学前教育を提供することを目的に実施するものでございます。具体的には、3歳児の定員でご説明させていただきますと、3歳児長時間児、短時間児でも30人の定員を予定してございますが、こちら30人ずつをそれぞれ半分の15人ずつに分けます。その後、長時間児15人、短時間児15人で30人の1つのクラスを編成いたします。こうしてできました2クラスをそれぞれの保育室で別々に活動を行うということで合同保育を提供するものでございます。3歳児から5歳児のクラス、合同保育を行うクラスですけれども、それぞれ幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を所持する担任、それからサブの保育士等を配置いたしまして、2人体制で幼稚園教育要領及び保育要領に基づいた教育、保育を提供する計画としてございます。

それから、まず、稲梓幼稚園の教諭と保護者の伝達などの会話ということでございますけれども、今度予定してございますこども園では、先ほど申し上げましたように、1クラス30

人ぐらいのお子様をお預かりするというごことばございまして、職員に余裕があれば、そういった会話は可能ではございますけれども、稲梓幼稚園のように、個別にじっくり会話をすることは困難になると思われまゝす。しかし、保護者の皆様が職員に伝えておかなければならないような体調のことでありましたり、健康状況、または特別な事故などについては、連絡帳などの手段で対応してまいりたいと考えてございまして。

それから、預かり保育料というのはどのように決められたのかというようなことばございまして、先ほど申し上げましたが、幼稚園で行われております短時間児の預かり保育でございましてけれども、現在、各幼稚園で実施してございまして、おやつ代として100円をいただいております。ですから、認定こども園におきましても、この制度を実施してまいりますので、おやつ等の実費にかかる経費をいただくということを想定しているところでございまして。

次に、給食事業でございまして、給食につきましては、現行保育所で行っているのとおり、0歳児から5歳児まですべての園児に給食を提供いたします。また、離乳食ですとかアレルギーへの対応も現行と同様の取り組みを行っていく計画でございまして。

下田幼稚園の給食でございまして、現行は下田小学校の給食室から学校給食の配送を行っておりますけれども、平成26年度以降は認定こども園の給食室からの配送に切りかえるということで、すべての園児に同じ給食を提供する計画でございまして。

それから、給食費につきましては、長時間児、保育所ですけれども、こちらにつきましては現行の保育料の中に給食費は含まれておりますけれども、幼稚園児の給食費につきましては、授業料とは別に、やはり給食の提供の対価として月額4,100円を徴収してございまして。そのため認定こども園につきましても、幼稚園部、短時間児からは同額を徴収する予定であります。給食費の軽減また無料化というようなことばございまして、そういったと、こども園の短時間児だけではなく、下田幼稚園についても適用せざるを得ないというようなことばございまして、なかなか困難だということばご理解をいただきたいと思ひまゝす。

次に、通園方法でございまして、まず、通園バスはどのようなものば考えているのかというようなことばございまして。今回認定こども園の通園方法につきましては、5月20日から30日までの間、保護者説明会におきまして、保護者の方による送迎、また通園バスによる通園について説明して、現時点での運行計画案を提示したところでございまして。通園バスの運行方法につきましては、委託というような手法も考えられるところではございまして、通園、またはそれから園外行事での利用というようなことばございまして、現時点では市で園児

専用の、一般車両ではございませんで、園児専用の車両を2台導入する予定であります。導入に当たりましては、購入であるのかリースであるのかといった選択等がありますが、またこちらにつきましては、費用対効果を検討し、選択していきたいと思っております。

運行の体制でございますけれども、運転手2人を臨時雇用したいと思っております。1人につきましては常用雇用、もう1人は運行時間に対するパート雇用というようなことで、常用雇用につきましては、運転業務以外、保育所でありますとか、幼稚園でありますとか、認定こども園の施設の維持管理のための用務員を兼務するというようなことで予定してございます。

また、バスに乗るときに泣き出すというようなことがございますけれども、今現在ではバスに保育士または幼稚園教諭の資格を有する者が同乗をするということで考えております。乗車につきましては、保護者と職員の間で受け渡しを行うということで予定してございます。

それから、保護者説明会では、2歳児以上がバスを利用できることとしたいということで説明をさせていただいたところでございます。現在ちょっと内部で協議中ではありますが、できましたら、ちょっとバスの関係もございますので、3歳児以上を対象としたいなということで考えてございます。

それから、あと運行ルートがちょっと不明だよというようなお話でございますけれども、まず運行計画案につきましては、稲梓、それから朝日コースのAコース、それから白浜、浜崎コースということでBコースの2つのコースを設定させていただきました。私どもが今提示した案でございますと、Aコースにつきましては、まず稲梓幼稚園を出発いたしまして、認定こども園敷根に到着します。そちらで稲梓方面の子供を降車させ、それから吉佐美幼稚園の付近ということで、朝日公民館あたりをちょっと想定しているんですが、そちらで吉佐美地区のお子様に乗っていただき、それから認定こども園へ行くというようなことで、約40分間で運行を予定しております。

それからあと、Bコースにつきましては、白浜、須崎、認定こども園というような書き方でございますけれども、想定しておりますコースにつきましては、白浜幼稚園の駐車場、それから須崎の漁民会館付近、それで柿崎を通過いたしまして、こども園の間を30分間で運行を想定しているところでございます。現在、両コースとも途中で乗る子供たち、乗車、例えば柿崎で乗るでありますとか、大賀茂方面で乗るというような部分につきまして、ちょっと想定されておられませんので、今後そのバスの利用のニーズ調査、アンケート調査等でも多少出てきておりますが、そういった結果を加味した場合、多少到着時間が遅れるというような可能性は予想されるところでございます。

利用料金につきましては、今現在月額3,000円ということで保護者の皆様方には提示させていただきました。こちらにつきましては、認定こども園の開園の日数、それからバスの運行想定距離によります燃料費等の実費を計算いたしまして、利用される人数、想定される人数で割り返した金額というようなことで提案させていただきました。ですから、燃料費にかかる金額というようなことでご理解をいただきたいと思います。

それからまた、無料化を検討すべきというようなご質問でございますが、やはり通園のバスの運行につきましては、再編整備に起因するというようなことでございまして、保護者の皆様に負担を求めることとなりますので、一定の配慮は必要であると考えてはございますが、無料とした場合には、みずから送迎を行う保護者との間で負担の格差が生じるということでございますので、受益者負担の原則を遵守いたしまして、適正な利用料金を徴収させていただくということにしたいと考えております。

続きまして、既存園との調整というようなことでございます。今現在、認定こども園につきましては、短時間保育、いわゆる幼稚園のほうでございまして、保育時間、夏休み、冬休み、春休み等、現行の幼稚園と同様の設定でございまして、それから、預かり保育についてを、現在幼稚園で14時から16時、2時・4時で実施しております。認定こども園につきましては、通園範囲がやはり広域になるというようなことでございまして、2時から5時ということで1時間延長することで検討してございますので、来年度からは下田幼稚園もそれに合わせた形に17時までというふうにしたいと思っております。

それから、長時間児保育でございまして、保育所分でございますけれども、今度認定こども園では週6日、月曜日から土曜日までです。通常保育につきましては8時半から16時半、早朝保育を7時半から8時半の1時間、それから夕方保育を16時半から18時半ということで2時間。ですから、通常8時間保育の11時間開所ということで考えております。現在、下田保育所につきましては、平日は通常保育が8時30分から16時30分、こちら変わりませんが、早朝保育が7時45分から8時30分と15分短くなってございます。夕方保育につきましても16時半から18時15分と15分短くなってございまして、8時間保育、10時間半の開所で、またさらに土曜日につきましては半日保育ということでございますので、来年度から下田保育所につきましても、認定こども園と同様、週6日開所、8時間保育、11時間開所ということである予定でございまして、

それから、通園バス等のサービスというようなこともございますが、通園バスにつきましては、当初下田幼稚園、下田保育所を含みました3園すべてをその通園バスの運行対象とし

て検討をしてきたところでございますけれども、下田保育所につきましては通園路が狭隘であること、また下田幼稚園につきましては、文化会館付近での乗降となるというようなことで、園までの距離が長いというような課題もございます。また、現状の下田幼稚園、下田保育所の状況をもとに検討した結果、通園困難者、通園手段がないというような方々の受け入れにつきましては、認定こども園のみで対応できると見込まれたということで、運行対象につきましては認定こども園のみということで、既存の2施設につきましては、現状どおり保護者の送迎を基本ということをお願いすることといたしました。

次に、子育て支援センターでございます。子育て支援センターにつきましては、認定こども園において設置が義務づけられている機能ということでございます。こちらにつきましては、既に既存の現行の子育て支援センターを同一施設としてみなすという観点から、既存の施設を活用することとしてございます。所管につきましても、今年度から福祉事務所から学校教育課の所管ということになりましたので、認定こども園と一体となった管理運営に努めてまいります。

それから、跡地利用ということでございます。廃園となる施設の跡地利用でございます。廃園となる施設につきましては、幼稚園が吉佐美、稲梓、白浜の3園、それから保育所につきましては白浜、須崎、大賀茂、柿崎の4園、こちら合計7園でございます。こちらの用途廃止の関係でございますけれども、用途廃止施設整理方針というものを策定いたしまして、庁内会議でございます幼保再編整備検討委員会幹事会というものがございます。そちらで検討し、教育委員会、政策会議に提案し、市の方針として決定したいと考えているところでございます。

廃園となります施設の用地、また建物関係についてちょっとご説明いたしますと、まず下田市有地の部分が白浜保育所、吉佐美幼稚園、白浜幼稚園の3園が下田市有地でございます。民間の土地を借り上げているところが、大賀茂保育所、稲梓幼稚園の2園でございます。それから、残りの須崎保育所、柿崎保育所につきましては、須崎財産区、柿崎区ということで、それぞれ無償で借りているということでございます。

それから、あと建物につきましては、柿崎保育所の建物が一部増築した部分については、下田市所有でございますけれども、もともとの建物については柿崎区の所有ということでございます。

その他耐震性を有するというので、ご承知のように、須崎保育所が耐震性を有しているというようなことでございます。

想定される跡地利用というようなことをごさいますけれども、市有地でごさいます3園、白浜保育所、こちらにつきましては、老朽化もしてごさいますので、解体し、隣接してごさいます学校用地として活用したいなど。それから、吉佐美幼稚園も市有地でごさいます。こちらが建物の倉庫として使用、また用地につきましては、例えば児童公園というような形か。白浜幼稚園につきましては、建物を防災倉庫として利用し、用地は学校用地として活用するといった案。それからあと、大賀茂保育所、稲梓幼稚園につきましては、民間の借地ということでごさいますので、また建物の耐震性もごさいませんので、解体し、更地で返還するということでごさいます。柿崎保育所につきましては、今現在用地、建物の返還の協議を柿崎区に申し入れてごさいます。その後、区の要望等を踏まえまして、利活用でごさいますとか、解体等の対応を検討したいと思っております。また、須崎保育所につきましても、こちらは建物が耐震性があるということで、公共的な活用方法、また地域コミュニティーというような活用も考えるところでごさいますので、須崎財産区と協議することとしているところでごさいます。

以上でごさいます。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 弥治川町の御獅子神社移転についてでごさいます。下田港横枕線街路事業につきましては、平成12年度から本年まで14年間事業が計画され、実施されてきました。これにより現道が拡幅されてまいりました。御獅子神社は街路計画区域内にあるため、事業執行のためには移転していただかなければならないため、事業者である静岡県と下田市、それから神社の役員の方々の間で移転方法について、これまで何度か協議をしてまいりました。その協議の中で幾つかの移転先候補地を検討しましたが、どれも条件が合わず、移転が不可能な状況でありました。本年度街路事業最終に当たりまして、再度協議をいたしました。そこで、下田八幡神社にお預けするというところで、事業者である静岡県と神社役員の方々の間で同意をされたものです。建設課としましては、今回関係者が努力を重ねてきた結果でありますので、今回の決定につきましてはやむを得ないものと考えます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 観光交流課長。

○観光交流課長（稲葉一三雄） 御獅子神社に併設されました観光案内看板の件につきましては、当該看板につきましては、老朽化による腐食が進んでおります。また、看板面も古いため、当課としましては撤去をする予定でごさいます。

また、時期等の詳細につきましては、地元区及び県等と協議して実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 答弁漏れはありますか。

[発言する者あり]

○議長（土屋 忍君） 指摘してくれますか。

[発言する者あり]

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 病院組合議会における案件につきましては、そちらのほうで論議されるべきということで、ここで答えるものではないということで前置きとして承認をいただきましたので、そちらをご理解いただきたいというふうに思います。

また、病床のことに关しましても、病院組合議会におきまして、議員さんより質問をいただき、10月をめどにメディカルアライアンスとの協議を進めているという返答につきまして、了承を得ておりますので、そのように理解をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 7番。

○7番（沢登英信君） メディカルセンターのことは病院組合で答弁するから、ここで答弁なくていいんだと。そんなとんでもない姿勢を認めるわけにはいきませんよ。下田市民がかかる下田メディカルセンターでしょう。誰がその病院を利用しているの。下田市長でしょう、あんたは。そしてメディカルセンターの理事者でしょう、下田市長が。当然南伊豆町議会においても理事長の史鶴哉さんは答弁してましたよ。僕が傍聴に行くと。逃げじゃないですか。個々の契約とか秘密事項のことを言っているわけじゃないんですよ。下田メディカルセンターを充実させるためにお医者さんや看護師さんを確保しなければならないことは誰の目にも明らかでしょう。それを答えられないなんて、そんな答弁がありますか。納得できませんよ、そんなの。はっきりさせてくださいよ。

10月に150床稼働できるのか。できなかつたらどういう責任をあんたはとるのか。あるいは指定管理者にどういう責任をとってもらうのか。こういうことが必要になってくるでしょう。そしてこのままでは患者さんが少ないんですから、赤字になると。赤字になったら静岡メディカルアライアンスが負担をするわけですから、長い期間赤字を続けられなくなると思っています。そうしたら撤回ということが心配されてくるでしょう。いなくなってしまうという

ことが。そういう心配をしているんですから、市民として議員として。それに誠実に答えてくださいよ。そういう心配はあるけれども、こうこうこういうわけだから心配ないとか、そういう心配はしているけれども、今その時期ではないとか、それはいろいろあるでしょう、考え方は。病院組合で議論すればいいなんていう単純な問題じゃないでしょう、それは。下田市民にどういう病院であるべきかということをして市長として答える責務がありますよ。私はそう思いますので。

それから、3点目のメディカルの経営上のチェックにつきましても、監査というシステムがあるわけですから、監査というのは公表されるんですよ。あんたは監査をきっちり管理者として監査委員に監査しなさいという、してほしいという要望を出す権限を持っているわけですから、ちゃんと交付金等々をみずからにやっているわけですから。下田メディカルセンターの経営状態が、全体の経営状態は少なくともメディカルセンターにかかわる経営状態がどうなっているかというのは公表する責任があるでしょう、問われたら。隠すようなことじゃないでしょう、そんなことは。法的にも明らかにしなさいとなっているんですから。それを答えられないなんていうことはないでしょう。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 150床全床を稼働するということに関しましては、先ほど言いましたように、メディカルアライアンスとの協議の中で10月をめどに全床を稼働するというお話ですので、それに対して構成市町の首長としては期待するところでありまして、それを見守るところであります。

また、先ほど出ました医師の人数あるいは看護師の人数等も協定違反にはなっていないということでありますので、そのような認識になっていただきたいというように思います。

それから、財政状況も開設して1年というような中で、まだまだ黒字状況になっていないのは当然であります。その中で財政状況を考え、これからの継続的な健全な経営ということの中では、指定管理者から順次努力の中で大丈夫であるというふうに伺っておりますので、詳しい数字はここで述べるものではなく、それは病院議会のほうできちっと提示されますので、その提示されたものをきちっと公表されればというふうに思います。私の首長として受け取っている話では、1年の中で赤字状況はありますが、これからの経営の中で、それは回復され、継続的な健全な経営がされるというふうに報告をされていますので、心配していませんところですが、構成市町としては鋭意支援をしていかなければならないというふうには考えております。

○議長（土屋 忍君） 7番。

○7番（沢登英信君） 協定違反じゃないという答弁をいただきましたので、協定違反でない協定を公表してください。その資料を明確にしてください。私が持っておりますのは指定管理者の申込書と、それから基本協定に関する協定という中に150床やるということはきっちり書いてあるわけですから、それだけでなくいいんだという協定を秘密に結んでいるというのであれば、その協定書を明らかにしていただきたいと思います。

それから、立派にやっているんだと、こういう評価のようではありますが、具体的に説明しましたように、脳梗塞の患者さんが診察に行くと。軽微だから帰っていいよと。こういうような実態になっていると。あるいは急患でこの病院に運び込まれた患者さんが、うちではできないので、ほかのところに回されたと。こういうことが聞こえてくるわけです。こういう事例が全く市長のところに届いてないと、こう言わざるを得ないと思うわけです。この実態をきっちり調べて、そういう事実があるのか、ないのか。あるならどういふぐあいに改善できるのか明らかにしていただきたいと思うわけでありませう。

それから、医師、看護師の確保につきましては、共立湊病院改革推進に関する答申書、何百万もかけてこの答申をいただいているわけです。この答申の中に救急病院としてはお医者さんを確保しなければならない。特に自治医大の生徒、お医者さんの卵というんでしょうか、自治医大生をこの病院に来てもらうことは大変有意義だと。自治医大の優秀な医学生を指導できる先生に1人来ていただければ、そこに自治医大からその先生を慕って医師が来るんだと、こういうことが書いてあるわけです。あるいはこのかかわっておりますのは聖マリアンヌ大学、ですから、お医者さんを育てているところと接触を持っていかなければ、医師の確保あるいは看護師の確保はできないということは明らかだろと思うんです。今の状態の指定管理者に任せておいて、これらのものが10月になればすべて解決するなんていうのはとても私には考えられない。市長がそう考えているとしたら全く能天気な理事者だと、こう言わざるを得ないと思うわけです。したがって、そういう意味では10月に確保できなかつたら、どのようにお考えになるのか、どのように責任をとるのか。少なくともこの1点はお答えをいただきたいと思うわけでありませう。

次に、いじめのない学校につきましては、私の見解と教育長の見解はほぼ一致したなというような形で、大変うれしく思うわけでありませう。このいじめの解決につきましては、特に静岡方式というようなことのご説明がありましたが、50人以上ないと結局半分にして25人になりませうので、これはまさにまやかしの35人学級じゃないかと、静岡方式というのはですな。

本来の意味での35人学級になるように一段の努力をお願いをしたいと思ひますし、中学校にお1人のカウンセラーだけでなく、各学校あるいは小学校も含めて、カウンセラーが常駐できるような配置をお願いをしたいなと要望をしたいと思ふわけでありませう。

次に、認定こども園の問題につきまして、大変この認定こども園の問題に欺瞞といひませうか、ただ効率化のみを追求する内容が含まれていると思ふわけでありませう。この24年の3月にいただきました認定こども園建設計画の策定業務、仮称となっておりますが、この計画を見ますと、幼稚園児は3、4、5歳児それぞれ20人を定員としているわけだす。ですから、合計60人、そして保育所のほうは3、4歳児はそれぞれ30人定員だ。あと0歳から2歳までが全部で121人だすか。そんな数字になっているわけだすか、合同保育と言ひながら、まさに合同ではなく、混合保育じゃないだすか。結局幼稚園の子供を15人プラス15人、30人だ。20人定員だったところを15人、15人、30人として、そして3、4歳児のことについて言ひえ、保育所、長時間保育の子を15人ずつとしてやるんだと、こういうことだらうと思ふんです。合同保育と言ひながら、そこに認定こども園としての新たな教育理念とか、そういうものがあるんじゃないかと、従来と同じだ。ただ数合わせをして、20人定員で60人では困るんで、2つに分けて、15人ずつ30人だ。幼稚園児は30人、それぞれ3、4、5歳児で受け入れられると、こういう数字上のごまかしをしているんじゃないかと私は読み取るわけだす。そして子育て支援事業についても、できているからいいんじゃないかと、それを同じ近くの施設にあるかもしれませうけれども、認定こども園でそういう事業をなさよということになっているわけだす。それをみなしができるからいいんだと。これもポイをしていると。こういうことではないかと思ひます。違ふんでしょうか。

さらにこの運行ルートを見ますと、これは専属の子供向けのバスを2台確保するということだすので、この点は安心したというか、ありがたく思ふわけでありませうが、8時10分に稲梓を出まして、8時35分に認定こども園に着けるかもしれませう。しかし、認定こども園は8時45分に出て、吉佐美から認定こども園に8時50分に来る。5分で行って帰ってくるなんていうことができるわけがないと思ひますし、小さな子供の何人かの乗りおりをするとすれば、1人当然1分なり2分なりかかる。こんな40分ですべてこのAコースができる。Bコースもそのぐらいの時間でできるなんていうのは現実に全く合っていないんじゃないかと、こういうぐあいに思ふわけでありませう。利用料金についてはガソリン程度のものは最低もらうんだと、こういうことだすのでありませうが、むしろガソリン程度であれば、それは子供たちのためだ。無料にするような姿勢が市長、評価されるんじゃないかと僕は思ふわけだす。再検

討を望みたいと思うわけでありませぬ。

それから、御獅子神社のことにつきましては、何か私が反対の弁論をしているかのような誤解をされているようでありませぬが、決してそのようなことを主張しているわけではないうわけでありませぬ。正確にご理解をいただきたい。自分は平成16年当時下田TMOが主催をしますこの修景事業の説明会にたしか3回ほどかかわってきています。都市計画道路として拡幅する。県がやってくれるわけですから、市は15%だけ出せばいい。これが水害対策にもなっておりますし、大きな下田のまちづくりのマイマイ通り等を含めた135、それから下田臨港線と、下田の外郭を含む大きな事業であって、これは成功させたいというぐあいに考えているわけです。海軍道路と言われる道のときに、この御獅子神社は今のところに移されたと。

○議長（土屋 忍君） 3分前です。

○7番（沢登英信君） こういうことが言われているわけです。どこにあったかわからない。恐らく海軍道路の図面がないからわからない。道のどこかにあったものを今のところへ持っていったと思うんです。ところが、行政が行う平滑川を埋めて道路にすることはいいけれども、その道路の余っているところに一定のお宮さん、この御獅子神社を持っていけないかと。それはできないと。こう言っているわけですね、現状は。行政がやることはよくて、市民が望むことは河川の上だからできないよと。既に中島橋のところはそういうポケットパーク的な利用をしているわけですね、中島パークの上をやって。それは県が行う事業ですから、国と話をしてもらって、一定の法律的な規制があるのかもしれませんが、きっちりと移転できる場所を探してあげると。そしてそういう点で、市有地を見つけるのはなかなか困難だと言っているわけですから、公的な機関の土地がそういうことに提供できないのか。しかもこの道は景観まちづくりの重点地区の道だと、こういう条件にあるわけでしょう。地元の人に任せていくんじゃなくて、地元の人たちの期待を応援してあげると。こういう姿勢を市当局に求めているんです。何も区の人たちが出した結論に反対しているなんていうことは一言も言ってませぬよ。とんでもない誤解をしないでください。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 市長。

○市長（楠山俊介君） 下田メディカルセンターが健全経営をされ、継続経営されることは構成市町の首長としまして、あるいは市民の1人としましても望むところでありませぬし、そのような環境をつくっていかねばならないと思います。指定管理者との契約違反というような情報でありませぬが、これは病院組合との契約をされていますんで、そちらの議会よりも

先行して、こちらで論議されるものではないと思いますので、病院議会のほうでそのようなことが論議をされて、そういうものの中でこの議会の中でまた伝わってくるというか論議する対象になった場合には、またそのときかなというふうに思いますので、病院議会のほうでまたいろいろ案件として考えていただきたいというふうに思っています。

それから、患者さんの苦情等いろいろあるということで、病院としまして、意見箱を置いたりということで聴取しております。また、私にも当然いろいろな形で耳に入ってくるところがあります。そういう意味からすれば、先ほど言ったよい病院になるがためのということで伝えるべきものは伝えておりますが、そういう苦情というものも一方通行だけですべて正しいというわけではありませんので、よい病院になるがためのこととしては一生懸命そういうものを改善していく努力をしたいと思えます。

また、医師、看護師の確保の中で、病院の指定管理のほうも各大学病院の医局に対して医師の派遣の働きかけをしたり、看護学生に対する奨学金の支給や看護師を対象とした病院見学等を積極的に行っているところでもあります。ただ、医師をどこの病院あるいはどこの関係からどういうふうにとというようなことは管理者として口を挟むものではありませんので、SMAのほうからいろいろな形で支援なり協力をされたときには一生懸命できる限りのことはしたいと思えますが、こちらから積極的に向こうの方針に口を出すという環境ではないと思えますし、そういうことをせずちゃんとされているというふうに思えますので、ご理解をいただきたいというふうに思えます。

くどいようですがけれども、構成市町としては本当にこの病院が健全な経営がされるということはいっしょに補完していかなければならないことですので、その辺のチェックはきちっとしていきたいというふうには思っています。

以上であります。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） それでは、合同保育の関係でございます。確かに当初の基本計画の段階では幼稚園、短時間児の部分につきましては、3歳、5歳児、定員各20人、60人ということで基本計画を出させていただきましたけれども、今回建築に当たりましては、定員3歳から5歳、各30人の90人ということで定員のほうは訂正させていただいたものでございます。こちらにつきましては、施設面積については十分確保できるというようなことと、あと幼稚園の基準につきましては、定員は35人以下というようなことが定められております。それに含めまして、廃園となります幼稚園の子供たちをすべて就園させなければならないと

というようなこともございまして、余裕を見て90人という形にさせていただいたもので、何も合同保育のための帳じり合わせといったものではございませんで、定員が20人と30人であっても、要は合同保育をやると。10対15の25でやるというようなこととございます。こちらの合同保育につきましては、認定こども園の基準というようなものが定められてございまして、いわゆる短時間利用児と長時間利用児に共通した4時間程度の利用時間を設定するというようなこととございますので、こちらについては制度上特徴的な部分ということとご理解を願いたいと思います。

また、子育て支援センターでございますけれども、こちらも基準がございまして、やはり施設については設置しなければならないというようなこととございますが、施設につきましては、同一の敷地内、または隣接する敷地内にあるということが望ましいというようなこととございます。認定こども園、それから現在の子育て支援センターについては隣接するというようなことで既存施設を活用させていただくというような状況とございます。

それから、バスの運行計画でございますが、こちらの案につきましては、おおむねの計画ということで提示させていただいたもので、ぴったりぴったり実際に8時50分までに認定こども園のほうに到着するというのはもしかしたら無理なのかなというようなことはあるかと思えます。やはりちなみに稲梓、朝日、ぐるっと実際に走ってみますと、大体35分ぐらいで帰ってこれるのかなというところとございますので、子供たちの乗降を考えた場合、多少これよりは遅れる可能性はあるのかなというところとございます。白浜、須崎につきましても、大体走行で25分ぐらいで行けるといふふうに考えております。こちらにつきましては、今乗るのが須崎の漁民会館付近、須崎の子供たちだけを想定してということで、おおむね見込みどおりの運行は可能なのかなということとございます。

それから、ガソリン代程度のバス代なら無料をとというようなこととございますが、先ほども申し上げましたとおり、保護者の方が送迎していただくというような部分もございまして、やはり適正な負担の格差というものを解消するというようなこととご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 御獅子神社のことにつきまして、御獅子神社のある箇所は景観誘導ゾーンと申しまして、下田まち遺産が数多くある地点を示しております。それで、御獅子神社につきましてはまち遺産となっておりません。御獅子神社自体はあの地域の景観に対し

て1つの効果はもたらしおるとは思いますが、今回の移転に関しましては、全く移転候補地について検討しなかったわけではありまして、関係者の間で何方所か移転候補地を見て回っております。その中で条件が折り合わず、やむを得ず今回の決定となってしまったということですので、これは建設課としましてもやむを得ないことで、いたし方ないと考えます。以上です。

○議長（土屋 忍君） 7番。

○7番（沢登英信君） 答弁漏れがありますので、それは後ほどお願いしたいと思いますが、認定こども園の件であります、合同保育をするんだと。一般的に考えれば30人の幼稚園、短期の人たちを1クラス、保育所の人たちを1クラス、こういうぐあいにしないで、15人ずつ分けて1クラス、1クラスをつくるんだと、こういうことを言っているわけですので、今までやっていた幼稚園1クラス、保育園1クラス、同じ合築で1つの認定こども園の中に生活してますよ。こういうことと教育的な効果がどう違うんだと。この分けてやるということはですね。一緒くたにしてしまうということは。こういうことを聞いているわけです。それに対する答弁が全くない。考えられるのは、恐らくその時間になれば15人の幼稚園、短期の人を集めて、先生が4人いたら2人でいいよと。2人の人がバスに乗れるからと。こういうことを考えているのかもしれませんが、それは別に合築しなくてもできることで、先生は全部認定こども園の先生だと、こういうぐあいの形になるんでしょうから、教育的な効果がどこにあるのかということは聞いているんですが、全く返事が返ってこない。返ってこなければ数合わせをしているんじゃないかという理解になってしまうということも言っているんです。

それから、御獅子神社につきましては、関係者がそれぞれ努力して、その結果を評価しないわけではありませんけれども、区全体としては地元に戻したいよということを言っているわけですから、仮の宿でお宮さんへ持っていくんだと。それは僕もそれで結構だと。そこに異論を唱えているわけじゃなくて、やがてそれは場所があれば地元に移したいよと言っているわけですから、そのところを……

○議長（土屋 忍君） 1分前です。

○7番（沢登英信君） 尊重してほしいということを言っているわけです。それは関係ないよという態度をとるのか、そういうものについても今は難しいかもしれないけれども、一定の検討をするという姿勢を示してもらいたいとして質問しているわけです。具体的になくなったとすれば、そこにそういうものがあつたということ記録していくものが必要だろうと。

あるいは写真を撮って、それらのものがれんがみたくパネルに今写真に写せますよね。そういうものをモニュメントとして置いていくとか、その歩道のところにはめ込んでおくとか、そういうここにこういうものがあつたということの努力を私はすべきでないかという提案をしているわけです。それらのものについてのお答えがないと。むしろ何か反対をしているみたいなどんでもない理解をして、答弁をされているんじゃないかと。言っていることを正確に聞き取ってくださいよと、こう申し上げたい。

○議長（土屋 忍君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） すみません、合同保育の関係でございますけれども、決して数合わせとか、教員を余らせるとか、そういうことではございませんで、やはり同一の施設で短時間児と長時間児を合同保育することによりまして、いわゆる学校教育法で言うところの幼稚園の教育、それと保育要領、そこで言うところの保育、それを共通して同じ子供たちに保育するというようなところの目的での合同保育でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 忍君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 今回の八幡神社へお預けすることは仮ということで伺っておりますので、将来にわたってはまた地元の方々の総意により再建なり何らかの方法が考えられるのではないかと思います。

また、先ほど言われましたあつたことの証明とか、プレートを埋設する等のことにつきましては、事業者である県にこのようなご意見があるということはお伝えしたいと思えます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） よろしいですか。

[発言する者あり]

○議長（土屋 忍君） あと5秒ぐらいしか残ってないですけども、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（土屋 忍君） これをもって7番 沢登英信君の一般質問を終わります。

---

○議長（土屋 忍君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでございました。

午後 4時 45分散会